

第4回

地域権利擁護ネットワークフォーラム

～地域に根ざした権利擁護体制の確立を目指して～

せいめいくん



岡山天文博物館マスコットキャラクター

令和3年1月30日（土）

浅口市健康福祉センター 3階シリウス

（主催）浅口市、浅口市社会福祉協議会

（共催）岡山県社会福祉協議会、岡山市社会福祉協議会、倉敷市社会福祉協議会、
笠岡市社会福祉協議会、総社市、総社市社会福祉協議会、備前市、
瀬戸内市社会福祉協議会、美作市、美作市社会福祉協議会、里庄町、矢掛町、
矢掛町社会福祉協議会、鏡野町社会福祉協議会、美咲町社会福祉協議会

（後援）岡山弁護士会、岡山県司法書士会、岡山県社会福祉士会、岡山県

第4回 地域権利擁護ネットワークフォーラム 次第

時 間	スケジュール
13:30～13:35	開 会 (開会挨拶) 浅口市長 栗山 康彦
13:35～14:15 (40分)	【基調講演】(オンライン講演) 成年後見制度利用促進基本計画と中核機関に期待される役割 (講師) 厚生労働省 成年後見制度利用促進室 安藤 亨 氏
14:15～14:35 (20分)	休 憩(室内換気) 【寸劇】 GOTO 権利擁護! (浅口市民後見人等による有志による寸劇)
14:35～15:50 (75分)	【シンポジウム】 県内の中核機関の設置状況 ～地域に根ざした権利擁護体制の確立をめざして～ (コーディネーター) 浅口市権利擁護アドバイザー 弁護士 竹内 俊一 氏 (コメンテーター) 厚生労働省 成年後見制度利用促進室 安藤 亨 氏 (オンライン) 岡山家庭裁判所 裁判官 皆川 更 氏 (シンポジスト) 総社市権利擁護センター 大柳 堅司 氏 岡山県社会福祉協議会 濱田美沙子 氏 岡山県社会福祉士会 ばあとなあ岡山 尾崎 力弥 氏 あさくち権利擁護推進センター 布元 義人
15:55～16:00	閉 会 (閉会挨拶) 浅口市社会福祉協議会 会長 山下 隆志

ライブ配信について

- ① 事前申込み不要、オープン配信、視聴無料です。
ライブ配信は「ユーチューブ」で行います。
- ② ライブ配信は「浅口インターネットライブ」<https://chosedo.net/>で行います。
- ③ 当日資料は「社会福祉協議会ホームページ」にPDF形式で掲載しています。
- ④ アーカイブ配信は「浅口インターネットライブ」<https://chosedo.net/>で行います。

○資料 QR

○ライブ配信 QR



当フォーラム会場における新型コロナウイルス感染予防対策について

【参加者へのお願い】

- ① 感染予防徹底のため、体調のすぐれない方のご来場をお控えください。
- ② 本フォーラム会場入口での検温及び手指の消毒にご協力をお願いします。
- ③ ご来場時のマスク着用及び咳エチケットの励行にご協力をお願いします。
- ④ 施設の利用者名簿（氏名、住所、連絡先）のご記入にご協力をお願いします。

【会場内での感染予防対策】

- ① 体調がすぐれない方、体温 37.5℃を超える方のご来場をお控え頂きます。
- ② マスクの未着用、大声での会話、激しい咳の方を発見しだい、感染予防徹底のための対応を行います。
- ③ 間接的に接触する可能性のある個所は、使用前後でアルコール消毒を行います。
- ④ 30 分間及び1 セクション毎に5分間以上の換気、入口の常時開扉により外気との換気を行います。
- ⑤ 会場内にサーキュレーターを4 台以上設置し、空気循環が行き届くようにします。
- ⑥ 各座席間は1 席以上空け、参加者の距離を確保するよう配置します。
- ⑦ 登壇者の前にはパーテーション設置、マスク等の着用により飛沫防止の対策を行います。
- ⑧ 会場への入場制限として、県内のみの方としています。参加人数は、参加者とスタッフを合わせ、施設利用定員 50%の 50 名以内とします。

【フォーラムに関するお問い合わせ先】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 浅口市地域包括支援センター | TEL0865-44-7388 |
| ○ 社会福祉法人浅口市社会福祉協議会 | TEL0865-44-7744 |

【基調講演】（オンライン講演）

「成年後見制度利用促進基本計画と中核機関に期待される役割」

講師：厚生労働省 社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室 安藤 亨 氏

Memo

成年後見制度利用促進基本計画と 中核機関に期待される役割

- 1 成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画
- 2 市町村・中核機関に期待される役割



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
主査 安藤 亨

When I'm Sixty Four

ビートルズ (作詞作曲：ポール・マッカートニー)

When I get older losing my hair
僕が年をとって、髪も薄くなっても、

Many years from now
まだずっと先のことだけど、

Will you still be sending me a valentine
それでもバレンタインや、

Birthday greetings, bottle of wine?
誕生日のカードや、ワインなんか送ってくれるかい？

If I'd been out till quarter to three
もし僕が夜中の3時前まで帰らなかったら

Would you lock the door?
玄関のカギをかける？

Will you still need me, will you still feed me
それでも僕を必要として、料理も作ってくれる？

When I'm sixty-four?
僕が64歳になっても？

You'll be older too
君だって今より年取ってるよ

And if you say the word
もし「はい」って言ってくれたら

I could stay with you
僕も君と一緒にいるよ

I could be handy, mending a fuse
僕は結構役に立つよ、ヒューズだって変えられるし

When your lights have gone
停電しちゃったらね

You can knit a sweater by the fireside
君は暖炉のそばでセーターでも編んでいいよ

Sunday mornings go for a ride
日曜の朝はドライブに行ったり

Doing the garden, digging the weeds
庭の手入れしたり、草むしりしたりするよ

Who could ask for more?
いたれり尽くせりだろ？

Will you still need me, will you still feed me
僕を必要として、料理も作ってくれる？

When I'm sixty-four?
僕が64歳になっても？

Every summer we can rent a cottage in the Isle of Wight
夏は毎年ワイト島のコテージを借りよう

If it's not too dear
高すぎなければいいけど

We shall scrimp and save
儉約して貯金しよう

Grandchildren on your knee
君の膝には孫たちがまとわりついてる

Vera, Chuck & Dave
ベラとチャックとデブがね

Send me a postcard, drop me a line
僕に一言書いて、葉書でも送ってくれよ

Stating point of view
君の意見を書いて

Indicate precisely what you mean to say
言いたいことをハッキリと僕に伝えてほしいんだ

Yours sincerely, wasting away
君からの手紙がないと、もう僕はだめだ

Give me your answer, fill in a form
答えがほしい、用紙に記入するみたいに

Mine for evermore
永遠に僕のものになるって

Will you still need me, will you still feed me
ずっと僕を必要として、料理も作ってくれる？

When I'm sixty-four?
僕が64歳になっても？

もしあなたが、あなたの大切な人が、、その人の判断能力が不十分になったら？
～なぜ権利擁護支援の地域連携ネットワークが必要なのかを考えてみる～

- 自分らしく(＝自分の意思で)過ごしていきたい
- しかし、判断能力が不十分であると、生活やその助け(＝支援)に必要な手続きや契約に、一人でつながることが難しい
- 困った、苦しい、助けてほしい・・・SOSを出すのは力があること
- 時には、虐待、消費者被害、悪質商法等、に遭い続けることも・・・
- 「この人なら・・・」という思いからの生活再建
- 権利擁護支援の「正解」は分かりにくい
- 「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という声にどう応えるか

3

「利用促進」とは？

◆推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない
高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度(法定後見、任意後見)は、そのための 選択肢・手段

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、
成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



5

1 成年後見制度利用促進法と 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の誕生

- ・「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で
契約を支援するシステムが必要となった

- ・「介護保険制度の車の両輪」(平成12(2000)年)

- ・ 行政処分として介護・福祉サービスを導入(措置)

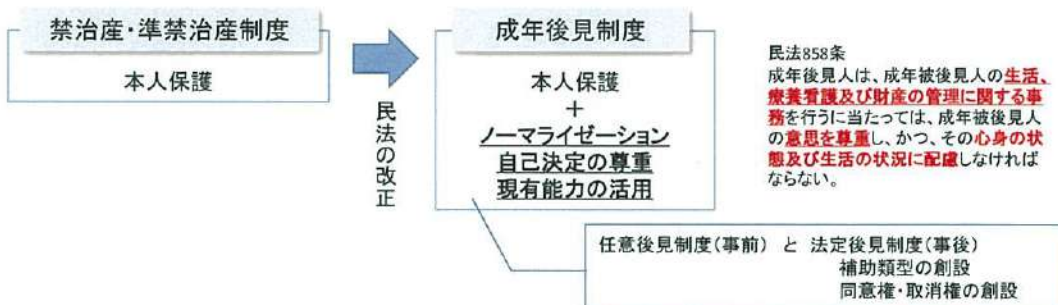
平成5(1993)年障害者基本法改正
平成7(1995)年障害者プラン
(ノーマライゼーション7か年戦略)



- ・ 介護・福祉サービスが、自己選択、自己決定、自己責任の
契約によって利用するサービスへ

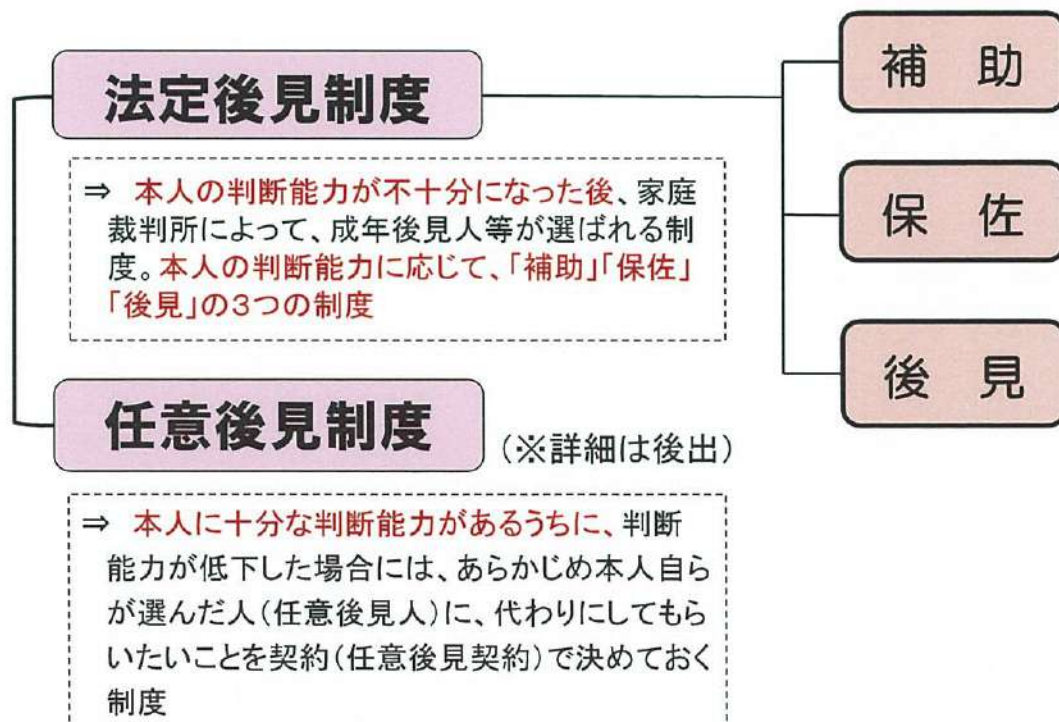
判断能力の低下のある人への契約支援システムが必要

日常生活自立支援事業・・・社会福祉協議会によるサービスとして誕生
成年後見制度・・・民法の禁治産制度・準禁治産制度を改正した司法制度



7

成年後見制度の枠組み



利用者のイメージ

補助

(判断能力が**不十分**)

(例えば)

- 重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、適切にできるかどうか危惧がある人

保佐

(判断能力が**著しく不十分**)

(例えば)

- 日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為は、自分では適切に行えず、常に他人の援助を受ける必要がある人

後見

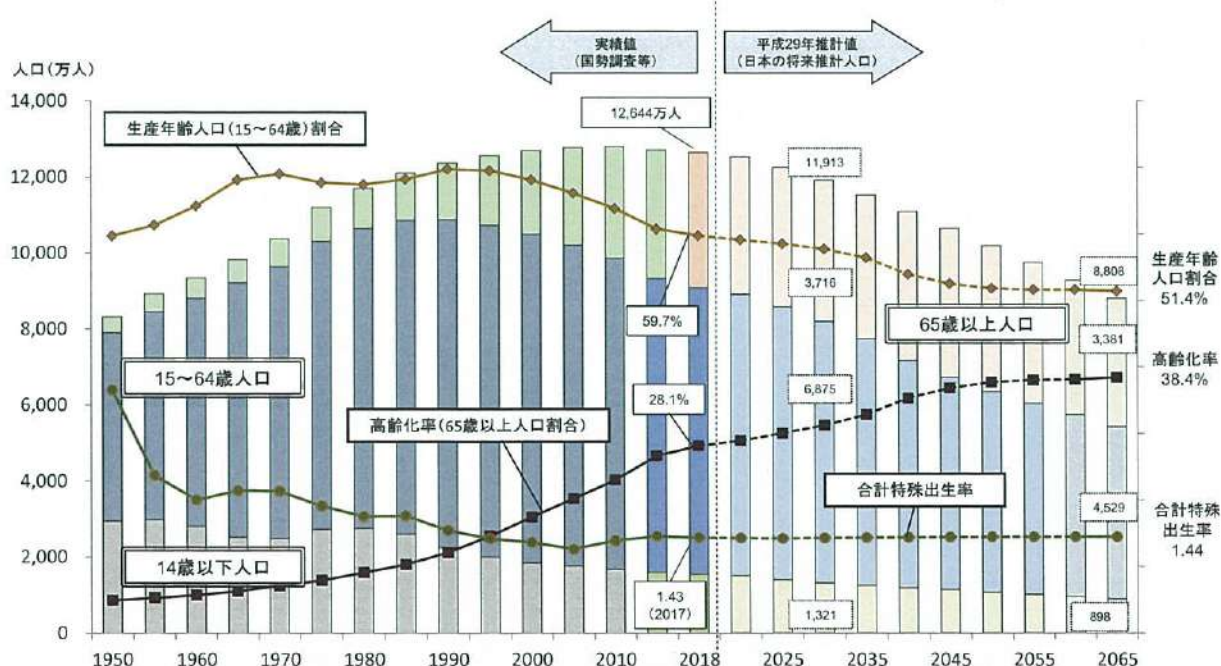
(判断能力が**欠けているのが通常**の状態)

(例えば)

- 通常は、日常の買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある人
- ごく日常的な事柄(家族の名前、自分の居場所等)が分からなくなっている人
- 完全な植物状態(遷延性意識障害の状態)にある人

日本の人口の推移

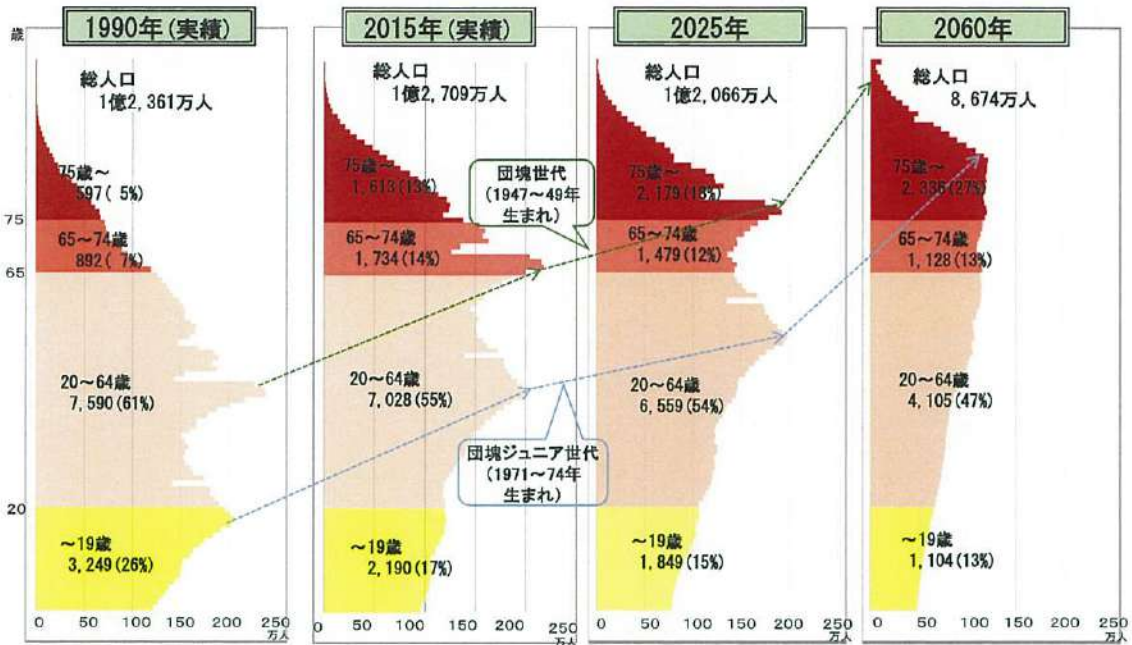
- 日本の人口は近年減少局面を迎えている。
- 2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 2018年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
2017年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」。
2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

日本の人口ピラミッド(1990-2060)

- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



11

認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

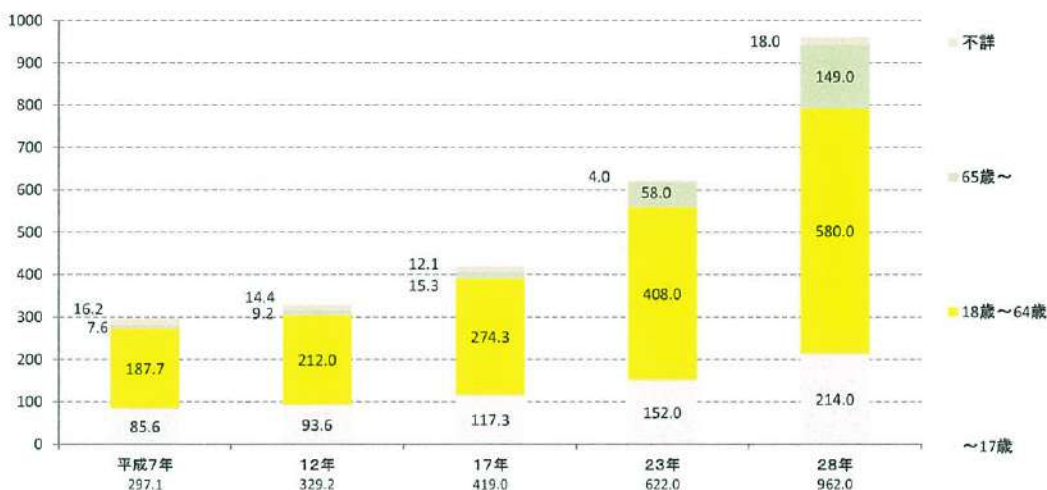
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)	15.0%	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))

○ 知的障害者の推移をみると、平成23年と比較して約34万人増加した。

単位:千人



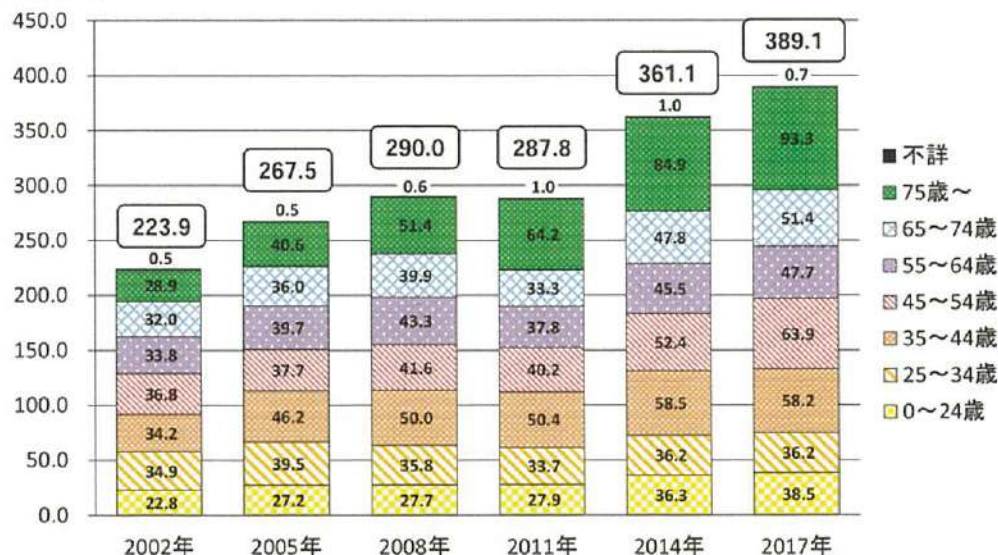
資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(～平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年～)

13

年齢階層別障害者数の推移(精神障害者・外来)

○ 外来の精神障害者389.1万人の年齢階層別の内訳をみると、25歳未満38.5万人(9.9%)、25歳以上65歳未満206万人(52.9%)、65歳以上144.7万人(37.2%)となっており、65歳以上の割合の推移をみると、平成20年から平成29年までの9年間で、65歳以上の割合は31.5%から37.2%へと上昇しており、かつ、我が国全体の高齢化率28.1%を上回る水準となっている。

(単位:万人)



資料:厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

14

成年後見制度の利用者数の推移(平成26年～令和元年)

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和元年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約76.6%, 保佐の割合が約17.4%, 補助の割合が約4.9%, 任意後見の割合が約1.2%となっている。

(単位:人)



15

成年後見制度の利用促進に関する必要性

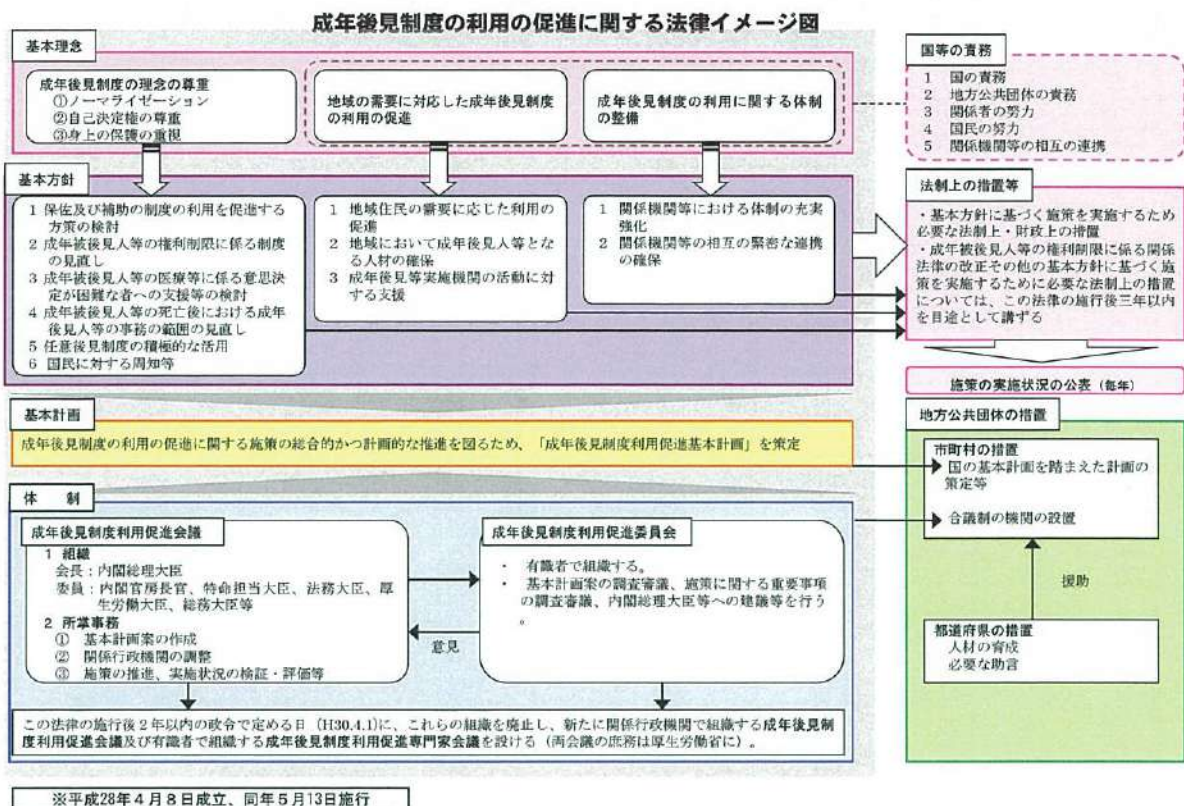
必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
 - ① 預貯金の引出し等、**金銭管理が困難**
 - ② 介護サービスや入院が必要でも**契約困難**
 - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、**消費者被害、詐欺のターゲット**になるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、**成年後見制度の利用の必要性が高まっていく**
- 一方、成年後見制度の利用者は約22.4万人

必要な人に制度が利用されていない可能性

課題

- **社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない**
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、**意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用**がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、**利用者が制度を利用するメリットを実感できていない**



17

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」（会長：総理）より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める（基本計画の案に盛り込むべき事項について）
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間：概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒ 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒ 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒ ①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
- ⇒ 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒ 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

18

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
	診断書の在り方等の検討				
	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 （注：平成31年6月まで）				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要に対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

（注）令和2年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において中間検証報告書が取りまとめられ、成年後見制度利用促進会議に報告された。

19

成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（令和元年5月30日）

KPIは、認知症施策推進大綱にも盛り込まれている

工程表における記載	KPI（令和3年度末の目標）	
	項 目	数値等の目標 ※（ ）内は注1・注2等（一部別表）の算出値
I 制度の周知	・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 （参考値）・成年後見制度利用者数（受任・補助・任意後見割合を含む）	全1741市区町村 （559市区町村）
II 市町村計画の策定	・市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村 （134市区町村）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 ・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入 ・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	全47都道府県
IV 地域連携ネットワークづくり	・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数	全1741市区町村 （589市区町村） 800市区町村 （273市区町村） 200市区町村 （80市区町村）
	・協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村 （150市区町村）
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和	・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び地域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。	50%以上 （約12%（※）） ※H30.12月時点
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し	措置のある法律 190

全市区町村に向けたKPIは、**広報・相談機能を有した**
①中核機関（権利擁護センター等を含む）の整備、②市町村計画の策定、③協議会等の設置

2 市町村・中核機関に期待される役割

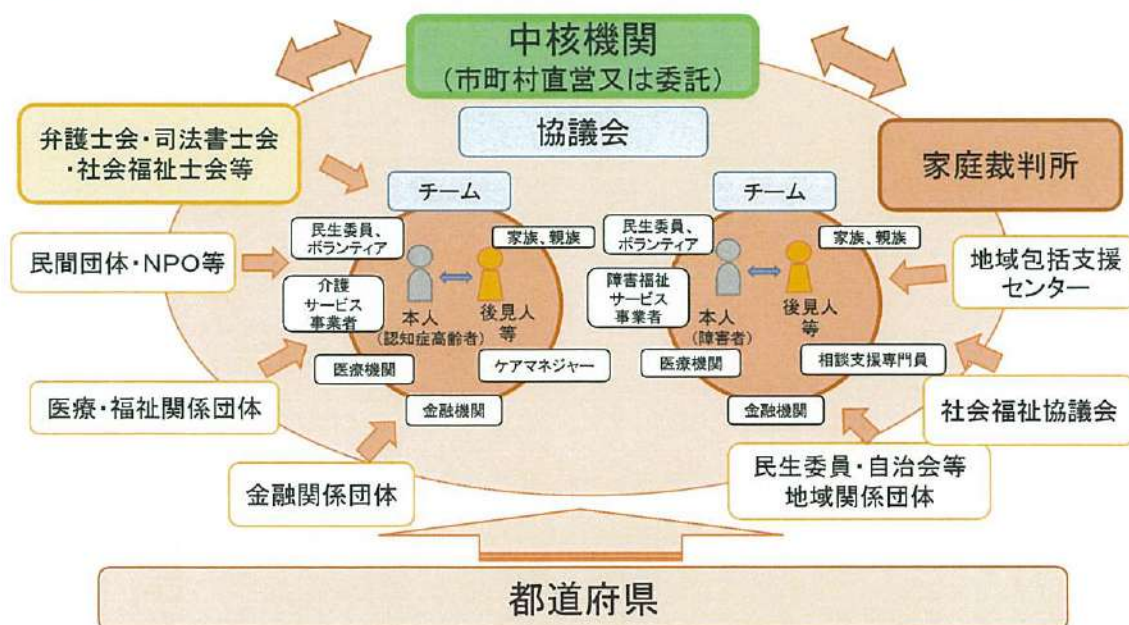
21

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

役割

- ◎権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ◎早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ◎意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

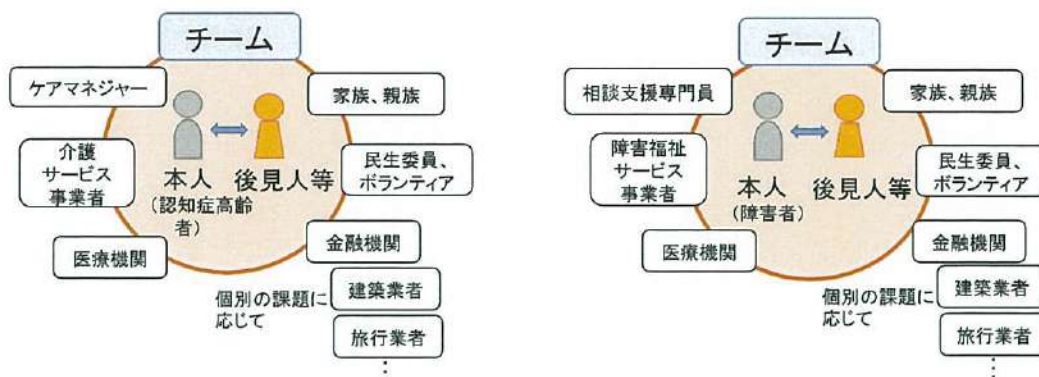


14

22

「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容	本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が チーム となって 日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み
メンバー例	家族・親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行者 等
エリア	日常生活圏域 等

23

「協議会」等合議体について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。



イメージ



内容	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、 専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体
メンバー例	上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例：商工会や警察など）
エリア	自治体圏域～広域圏域常生活圏域 等 都道府県が広域的・専門的支援を行う協議会を置くことも考えられる

24

「協議会」等合議体に期待される成果や実践例

【基本計画における「協議会に期待される成果」】

- 1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決
 - ・ チーム(特に親族後見人等)への適切なバックアップ体制を整備すること
 - ・ 困難ケースに対応するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
 - ・ 多職種間での更なる連携強化を進めること
- 2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。

既存の協議会の活用例	協議会において話し合う地域課題の例
・ 権利擁護センター等の運営委員会を活用 ・ 地域ケア推進会議を活用 ・ 自立支援協議会を活用 ・ 虐待防止ネットワーク連絡会を活用 ・ 生活困窮者自立支援法における支援会議を活用	・ 診断書作成をしてくれる医療機関が少ない ・ 本人情報シートの書き方についての周知の必要性 ・ 障害のある人の地域生活を支える後見人が少ない → 法人後見実施機関の養成へ ・ 身元保証人等がいない人の入院、転居の課題 ・ A地域で急増している消費者被害と、その対策について → 消費生活部門で開催している地域連携協議会との合同協議会開催企画へ ・ 成年後見利用後の家族への支援のあり方について → 8050 問題への対応について

「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」p.234～参照

「市町村計画策定の手引き」p.52～参照

25

中核機関について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】①広報、②相談、③制度利用促進(受任者マッチング)、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。(いわゆる箱物新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

市町村の役割

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。
- このため、市町村においては、地域の実情に合わせながら、既存の取組の活用や連携を図りつつ、以下の3つの取組を進める。

まずは広報・相談
機能を有した

① 中核機関の整備

- 住民が制度の内容を知らずに、また、きちんと相談できないまま、申立をしてしまう事案も…
⇒ 結果、住民からは「こんなはずじゃなかった。そんな話聞いていなかった。」等の声。
- 「身寄りが無い(頼りたくない)。どうしたらいいのか?」と思っている住民に答えられないと…
【住民側】「身元保証してあげる」と詐欺にあったり、騙されてしまったり…
【行政側】後見類型の状態になって申立てをしたり、成年後見制度の活用がされないまま亡くなると、行旅死亡人として埋葬することになったり…
(対処療法が続くと、トータルコストでみたときの行政負担増の可能性)

② 協議会等の設置

- これまでの保健・福祉・医療の連携に、司法が加わるため、しっかりと話し合う場の設定が必要
⇒ 多職種・多機関連携の基盤ができると、「行政だけ」でなく、地域全体での取組につながる。

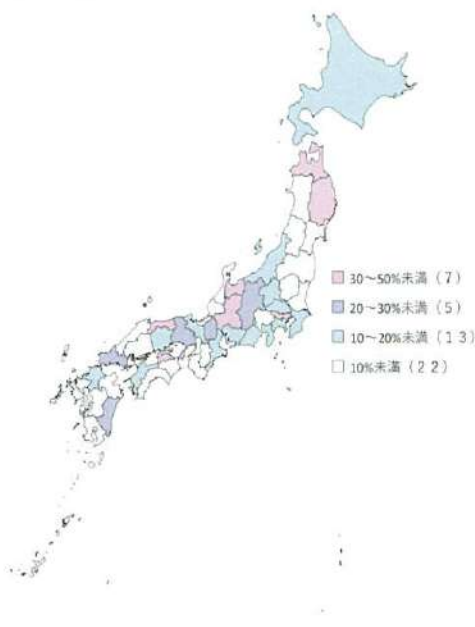
③ 市町村計画の策定

- 「小さく産んで大きく育てる」ために、段階的・計画的な整備方針が必要

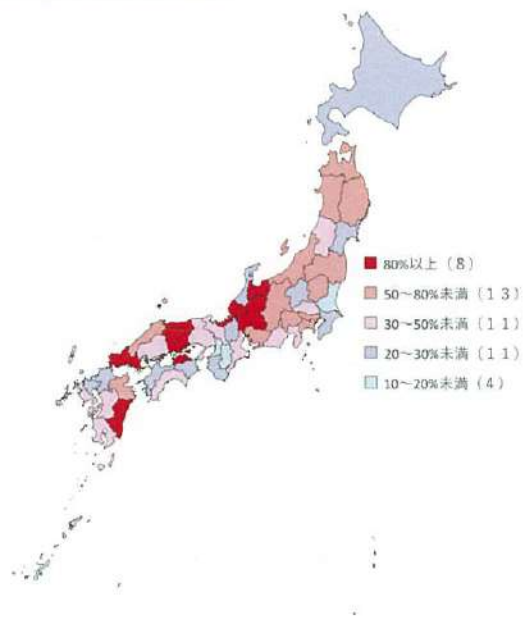
27

都道府県別の中核機関整備状況について

令和2年10月



令和3年度末(見込み)

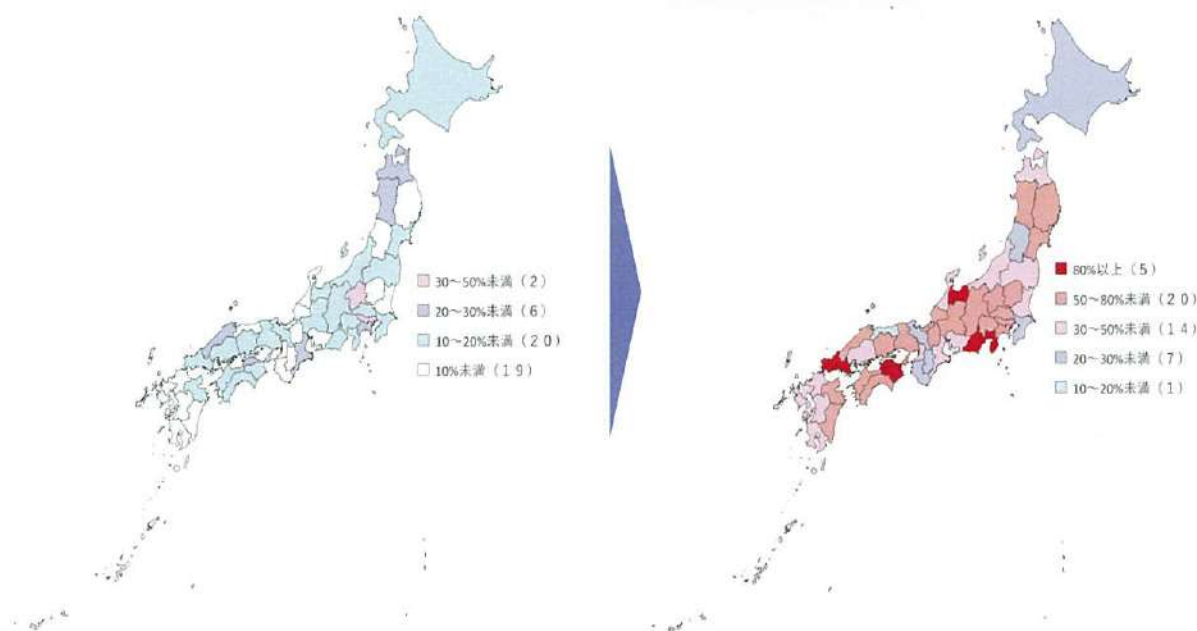


※数値は現在集計中の暫定値

都道府県別の市町村計画策定状況について

令和2年10月

令和3年度末(見込み)



(出典)H2都道府県担当官研修事前アンケートのデータを用いて、厚生労働省成年後見制度利用促進室作成

※数値は現在集計中の暫定値

29

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能 (基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a)受任者調整(マッチング)等の支援
 - (b)担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能
 ～主に個別事案の支援に関する機能～
 (基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整(マッチング)等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の促進
 (市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

31

どのような手続？

(※法定後見制度)

成年被後見人等

(認知症高齢者、障害者等)

成年後見人等

(専門職、親族等)



③ 支援開始



② 調査・審判・選任



① 申立て



④ 監督

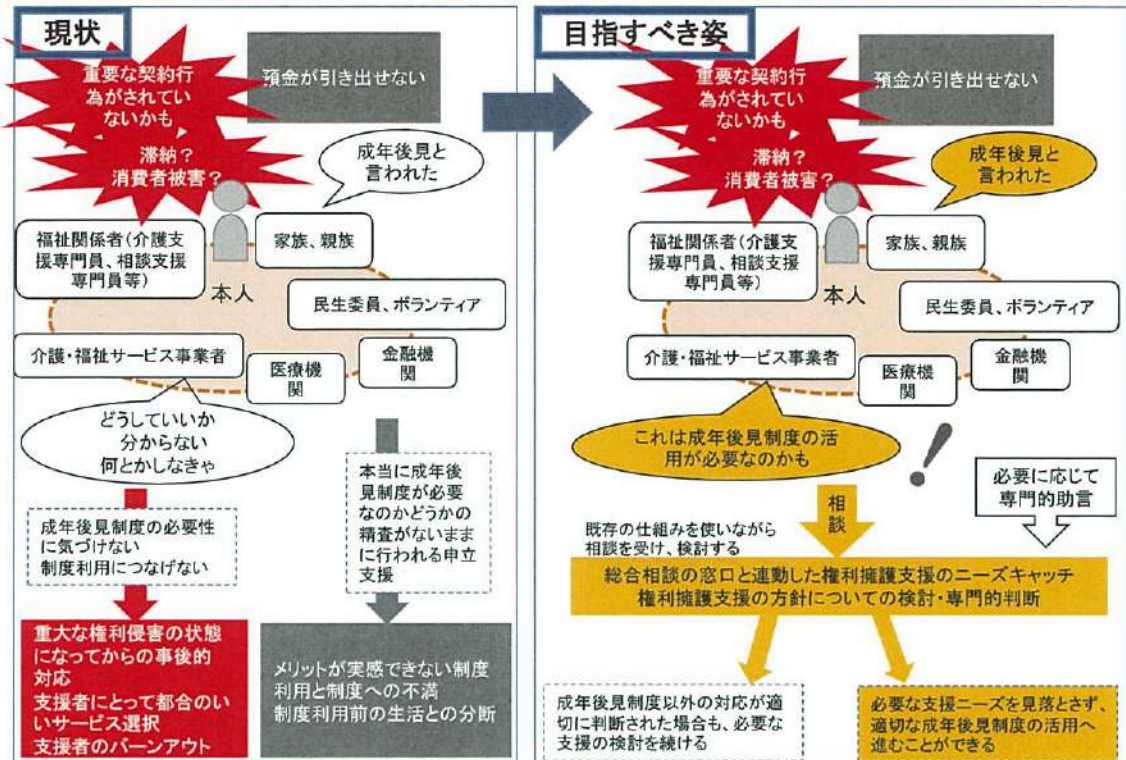
④ 報告

申立人

(本人、親族、市町村長等)

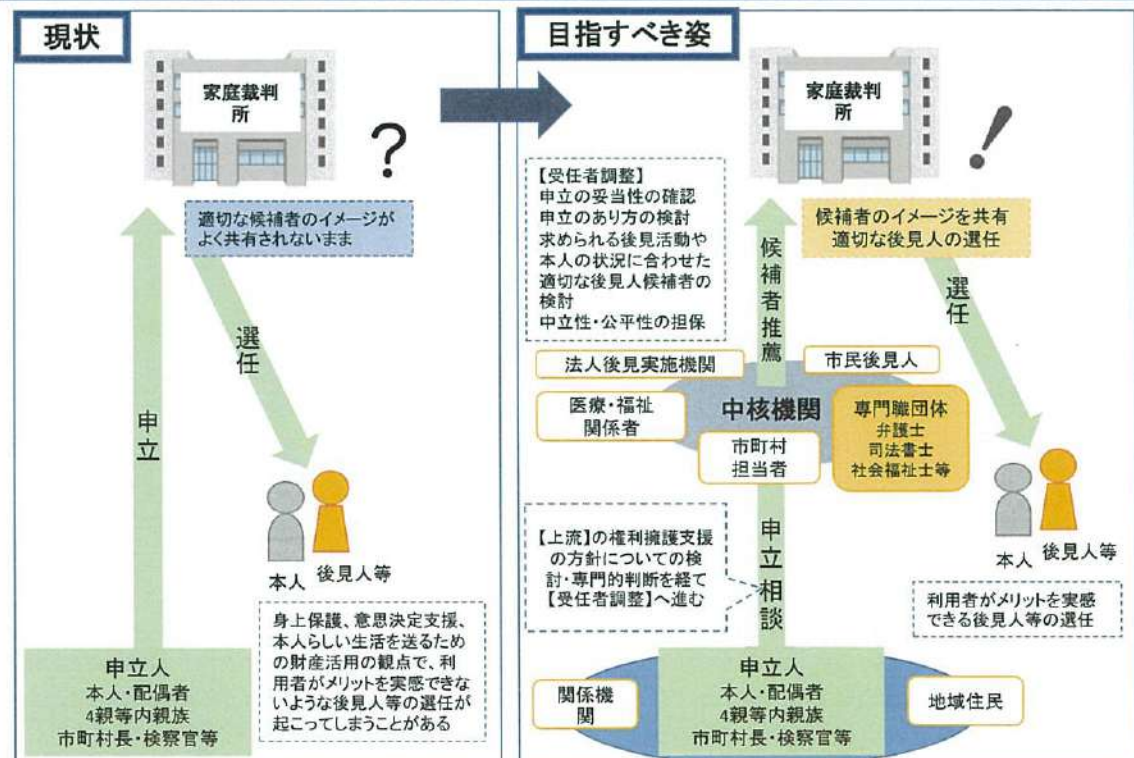
家庭裁判所

相談機能

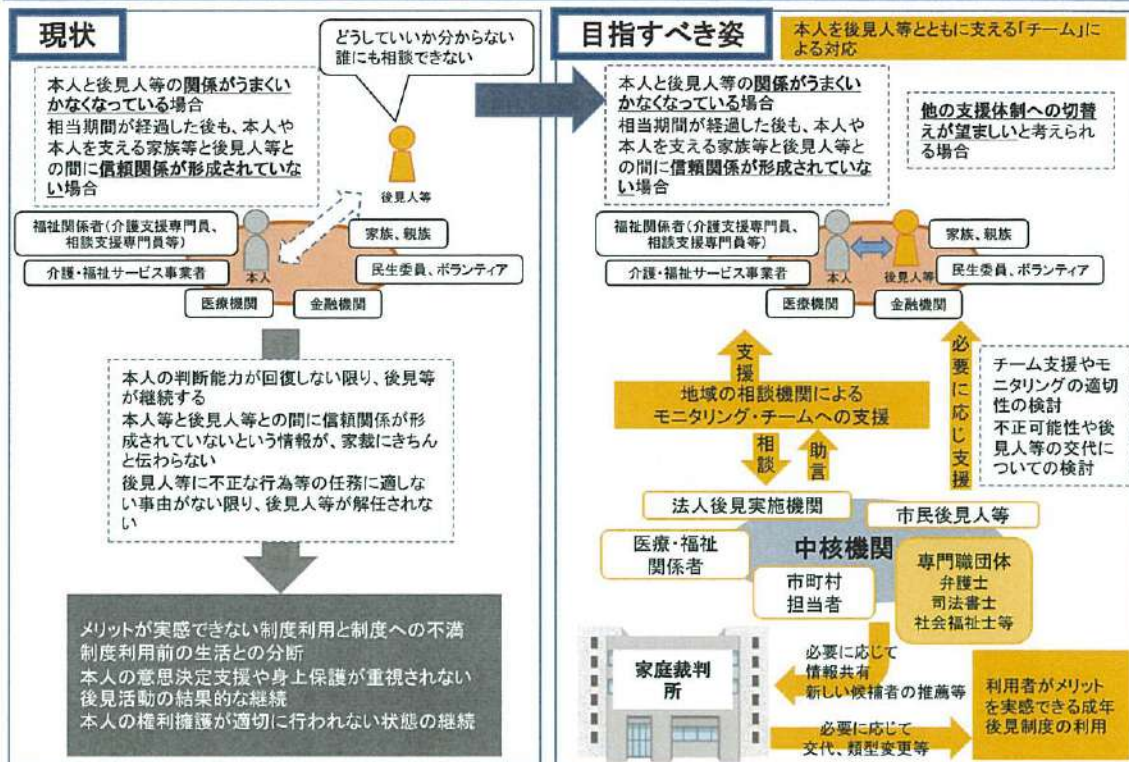


33

成年後見制度利用促進機能 受任者調整(マッチング)等の支援



後見人支援機能



35

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能
～主に支援に向けた環境整備に関する機能～
(基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a)受任者調整(マッチング)等の支援
 - (b)担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

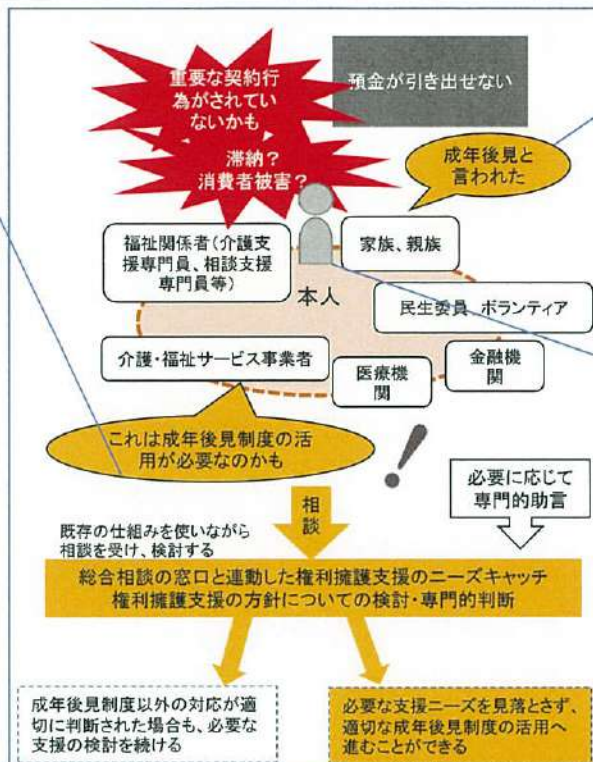
広報機能 知られなければ相談されない

身近な支援者が「成年後見制度の活用が必要なのかもしれない」「権利擁護の支援が必要なのかもしれない」と気づけるように広報する

- パンフレット
- 研修会
- セミナー
- 出前講座

本人や、チームに加わる関係者へ広報する

メリット、留意点を含めて説明する
成年後見制度だけでなく、様々な権利擁護支援の仕組みについて説明する



成年後見制度の活用について提案されたり、検討したりする際に、どこが公的相談窓口なのか、市民に分かるように広報する

判断能力がしっかりしている頃から、不十分になった時にどう備えるか(任意後見)、あるいは、判断能力が不十分になり始めた頃から(補助、保佐)、自分の自身の権利擁護の在り方について考えられるように支援する

37

成年後見制度利用促進機能

担い手の育成・活動の促進



市民後見人養成研修の実施

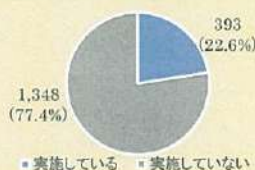
同じ市民の立場で支えることによるきめ細やかな支援、双方向の活性化

- ・日常生活自立支援事業の支援員
- ・法人後見の支援員
- ・(法人後見実施団体の支援を受けながら)市民後見人としての活躍
- ・成年後見制度等の普及啓発



市民後見人の養成

市民後見人養成事業の実施状況 (1,741自治体)



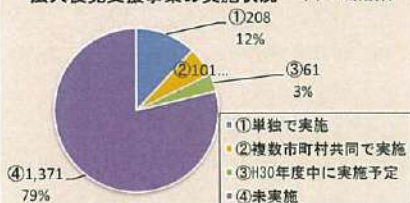
市民後見人の養成者数 合計 1万6,003名 (平成31年4月1日時点)

うち、成年後見人等の受任者数 1,430名
法人後見の支援員 1,819名
日常生活自立支援事業の生活支援員 2,378名

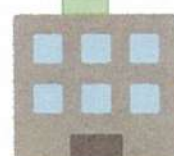
活動しているのは 35%

法人後見実施団体の養成

法人後見支援事業の実施状況 (1,741自治体)

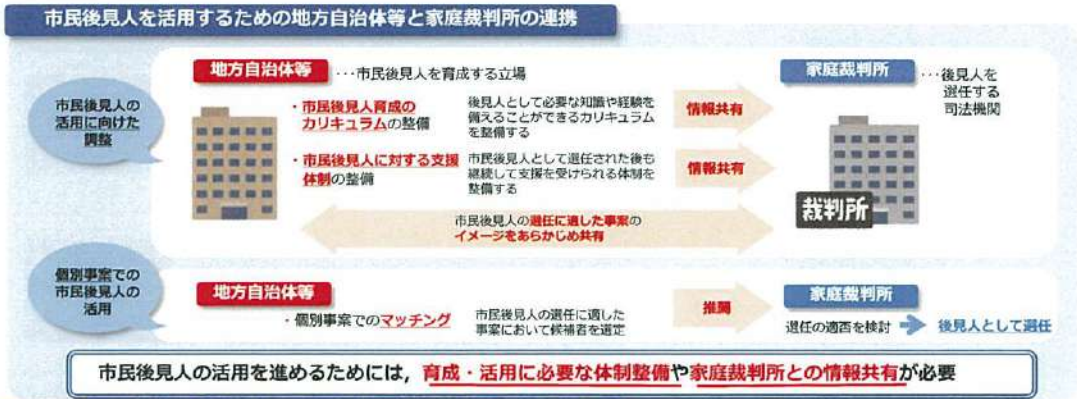


市民後見人の活動支援 法人後見実施団体の活動支援



市町村社協、NPO法人等

家庭裁判所との情報共有のポイント



自治体等と家庭裁判所との連携によって市民後見人の選任に至った例

管内において、それまで市民後見人の選任実績が無かった

-
- ① 市町村と家庭裁判所との間で、**市民後見人養成の実情に関する情報を共有**
 - ・養成講座の開催の有無、養成講座の内容（厚労省のカリキュラムに基づくものか否か）、養成した人数
 - ・候補者名簿登録者のうち、実務経験（法人後見における支援員としての活動経験等）がある人の数 など
 - ➔ 多くの市町村において、直ちに後見事務を実践することができる市民後見人候補者の育成が進んでいないことを認識
 - ② 両者の間で、どのような取組を行えば、選任につながる候補者を育成することができるかについて意見交換
 - ➔ 市民後見人に求められる能力、候補者の育成に必要な体制、市民後見人への支援体制について認識を共有
 - ③ 自治体等において、候補者の育成や市民後見人の支援について必要な体制を整備
 - ④ 自治体等において、市民後見人の選任に適した事案を選んでマッチング
- **市民後見人の選任に至る**

市民後見人の積極的な活用を図るためには、自治体等と家庭裁判所との連携が不可欠

39

成年後見制度利用促進機能 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業

（厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業 課題番号23番）

概要	日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況について、調査を通じて実態把握を行うとともに、適切な連携の在り方を検討し、連携に資するツールを開発する。 （事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）
事業内容	本調査研究においては、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況についての実態把握と連携の在り方等について、ヒアリング調査とアンケート調査を実施し、結果に基づく検討を行うとともに、制度間連携に資するツールの開発を行う。 （1）ヒアリング調査 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の連携、移行に関わる関係機関等より好事例、困難事例等についてのヒアリング調査を実施する。 （2）アンケート調査 社会福祉協議会等関係機関を対象に、日常生活自立支援事業等と成年後見制度との連携の実際と課題にかかるアンケート調査を郵送により実施する。 （3）調査分析、制度・連携の在り方、連携方法に関する研究 有識者の参画を得てヒアリング調査やアンケート調査を基に課題を分析し、それぞれの制度や連携のあり方、関係の整理について委員会にて研究する。 （4）連携に資するツールの開発 日常生活自立支援事業等関係事業と成年後見事業にかかる適切な連携に資するツール等を開発し、事業実施報告書ならびにホームページ等にて周知する。
実施体制	親委員会（3回）、ワーキンググループ委員会（4回）を予定。 （主にZOOMでのオンラインにて実施予定）

【専門職団体との連携】

- ・ 制度利用の必要性についての助言が受けられる
- ・ 候補者推薦について相談できる
- ・ 後見人等支援、交代の必要性や適切な後任の候補者について伝えることができる



【家庭裁判所との連携】

- ・ 市町村長申立等における行政の支援について伝えることができる
- ・ 市民後見人の養成やマッチング体制を知ってもらうことで、こちらの推薦を考慮した審判が行われる
- ・ 交代の必要性や適切な後任の候補者について伝えることができる



41

コロナ禍だからこそ必要とされる権利擁護の支援



遠方に住んでいる親族の支援が行き届かなくなることによる手続き支援の必要性



詐欺や経済的搾取の増加



手続きや支払い等が急速にオンライン化され、内容等の判断ができない

住み慣れた地域で暮らしていくために必要なことへの対応(厚生労働白書より)

○ 一人ひとりの暮らしを支えていくために、それぞれの地域事情を踏まえつつ、様々な主体や関連分野と連携し、つながり・支え合いのあり方を考えていくことが必要。

対応の類型 (担い手・事業主体)		ニーズ類型		突然の困りごと (例) ・ 具合が悪くなった	日常生活に必要なこと (例) ・ 掃除、食事、買い物、 子どもの世話 ・ 外出の手助け	人・社会とのつながり (例) ・ サロン、コミュニティカフェ ・ 子ども食堂、子ども学習支援	暮らしに必要な特別な助け (例) ・ 相談、就労 ・ 契約・財産管理、住まいの確保、当座の現金
自助・互助的対応	家族・親族	家族・親族による扶助（三世同居、親きょうだいや子との近居等）					
	民間企業等	見守り機器・システム、訪問・配達サービス等		フードバンク等への食材提供等			
	住民団体、民生委員、NPO法人等	（住民団体、民生委員）互助による助け合い、サークル活動等（NPO法人等）自主事業					
	社会福祉法人、生活協同組合等（自主事業）	社会福祉法人の地域における公益的活動				中間的就労の場	居住支援
共助・公助的対応	住民団体、NPO法人、社会福祉法人、生活協同組合等	介護保険の総合事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援事業等					
	医療福祉事業体	介護保険、障害者総合支援、子ども・子育て支援等の各制度における個別給付や事業				福祉等の各種相談	
	自治体その他	福祉等の各種ネットワーク	市町村運営の有償運送		就労支援 居住支援		

成年後見制度利用促進の取組

43

参 考

体制整備のための手引き

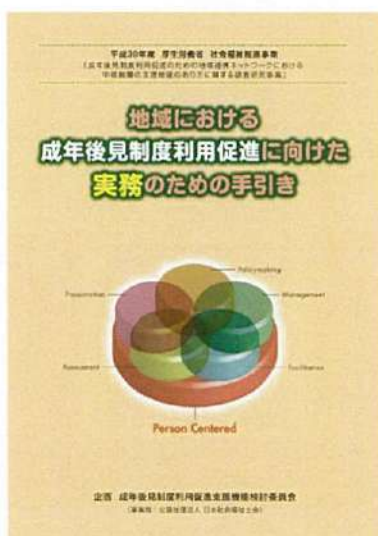


○ 特にこれから体制整備を進める市町村等の参考のため

○ 成年後見制度利用促進の体制整備に関する取組のうち、**中核機関の設置**に重点

45

実務のための手引き



○ 体制整備の手引きで示されている段階ごとに**実務の実践例**を紹介

○ **アセスメント項目**(情報収集・分析項目)の案を、ワークシート形式で提示

○ 本人情報シートとアセスメント項目との関係も解説

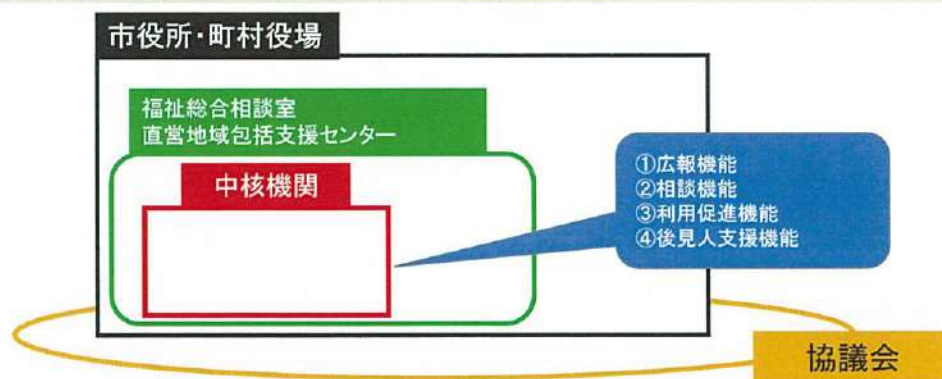
中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集



- 51の取組事例を掲載
- 取組のポイント解説のほか、取り組んだ自治体、中核機関の皆さんからのコメント、連絡先を掲載
- 様々な探し方に応えられるよう、きめ細やかな目次
 - ・地域別で探したい
 - ・中核機関の設置パターンで探したい
 - ・支援機能(取組例)で探したい
 - ・地域連携ネットワークで探したい
 - ・自治体人口、高齢化率で探したい
- 成年後見制度利用促進室のホームページにも掲載(取組事例検索システムも掲載)

47

中核機関の整備パターン① 直営整備



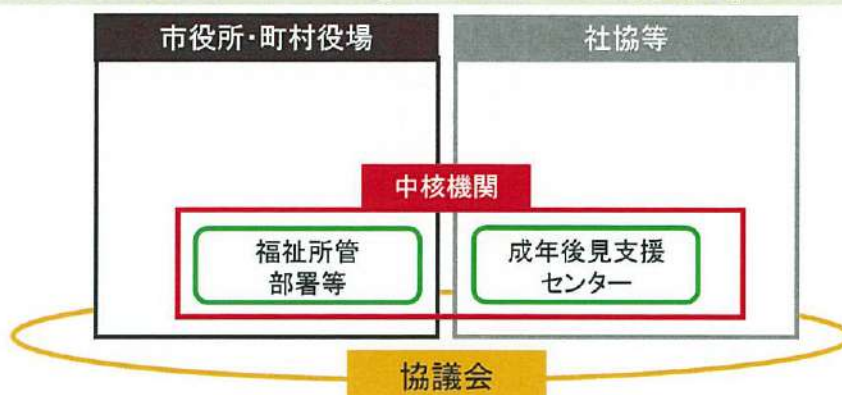
Point

- 包括的支援体制における直営の総合相談の窓口、直営地域包括支援センターがある市町村が整備しやすいパターン
- 情報収集や市町村としての決定が迅速
- 後見実務の経験がないため、後見人支援をする際に工夫が必要



福島県いわき市	p.51
群馬県渋川市	p.75
石川県津幡町	p.133
福井県坂井市	p.137
岐阜県関市	p.141
岡山県美作市ほか	p.211

中核機関の整備パターン②「直営＋一部委託」による整備



Point

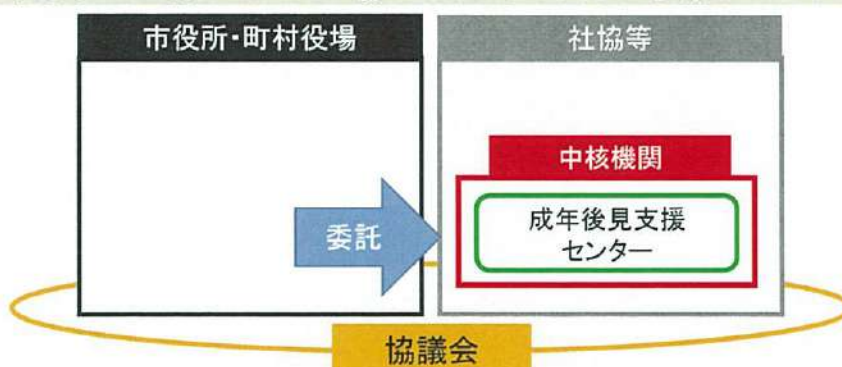
- 所謂「委託丸投げ」状態を防止することができる
- それぞれの強みを活かすことが可能
- それまでの実績により、どちらかが主導する形で整備が進む実態がある
- それぞれの動きや役割を日頃から共有する必要がある



茨城県取手市	p.63
埼玉県志木市	p.79
東京都町田市	p.95
神奈川県横須賀市	p.103
愛知県豊田市	p.153
和歌山県白浜町	p.191
鳥取県鳥取市	p.203

49

中核機関の整備パターン③ 単独市町村が委託により整備



Point

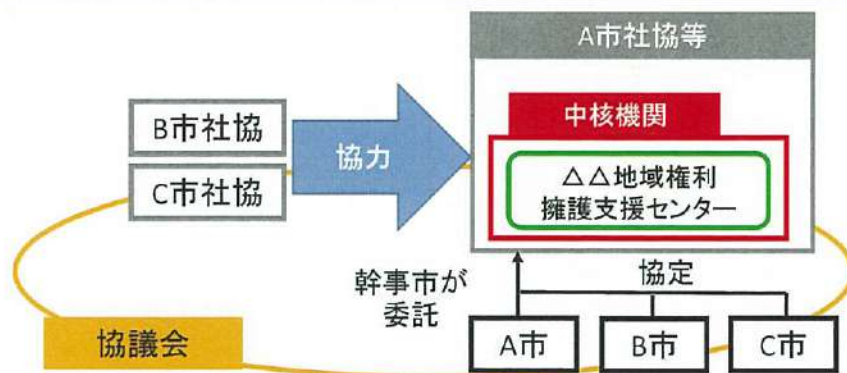
- 最も多く整備されているパターン
- 社会福祉協議会に委託する場合は、日常生活自立支援事業等の地域福祉の取り組みと運動させることが容易
- 市町村長申立や市町村計画策定などの進め方に調整を図る必要がある



山形県山形市	p.47
茨城県牛久市	p.67
栃木県栃木市	p.71
千葉県浦安市	p.83
東京都江戸川区	p.87
東京都新宿区	p.91
神奈川県藤沢市	p.99
新潟県佐渡市	p.107

50

中核機関の整備パターン④ 複数市町村が広域で委託



Point

- 広域で整備することで、より専門的な経験の蓄積をすることができる
- 経済効率が良い
- 幹事市を持ち回り制にして、特定の市に負担が偏ることを防止している実態がある
- 定住自立圏構想の協約など、自治体間の協定を締結するまでに調整が必要

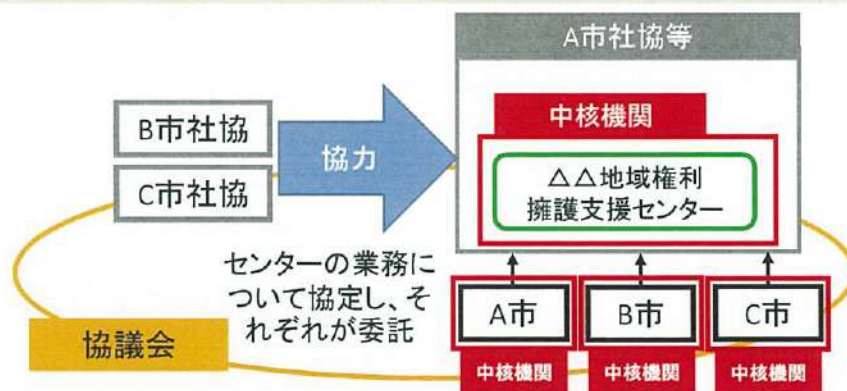


〔幹事市委託〕

- | | |
|----------|---------|
| 北海道旭川市、他 | ・ p.31 |
| 長野県飯田市、他 | ・ p.119 |
| 宮崎県延岡市、他 | ・ p.249 |

51

中核機関の整備パターン④ 複数市町村が広域で委託



Point

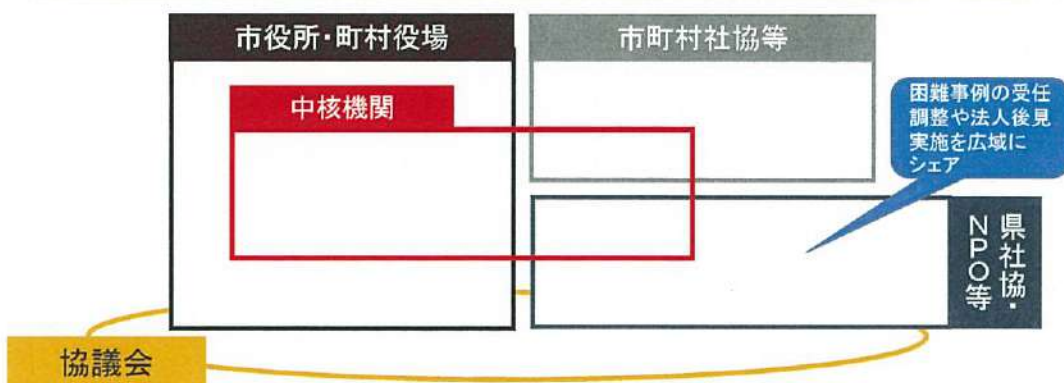
- 広域で整備することで、より専門的な経験の蓄積をすることができる
- 経済効率が良い
- それぞれの市の一次相談も中核機関とすることで、身近な相談窓口も「中核機関」として機能することができる
- 各市町村社協の日常生活自立支援事業担当者との連携を図る必要がある



〔それぞれが委託〕

- | | |
|----------------|---------|
| 青森県鰺ヶ沢町・深浦町 | ・ p.35 |
| 岩手県二戸市、他 | ・ p.39 |
| 岩手県金石市・遠野市・大槌町 | ・ p.43 |
| 長野県伊那市、他 | ・ p.115 |

中核機関の整備パターン⑤ 機能分散型



Point

- 直営⇔委託、単独⇔広域と発想を限定せず、機能ごと、主体ごとに役割を整理して整備することが可能
- それぞれの強みを活かすことができる
- 市町村単位で解決が困難な課題に、広域(都道府県単位)で取り組むことにより、人的・経済的負担が少なく、より専門的な支援についての体制整備が可能



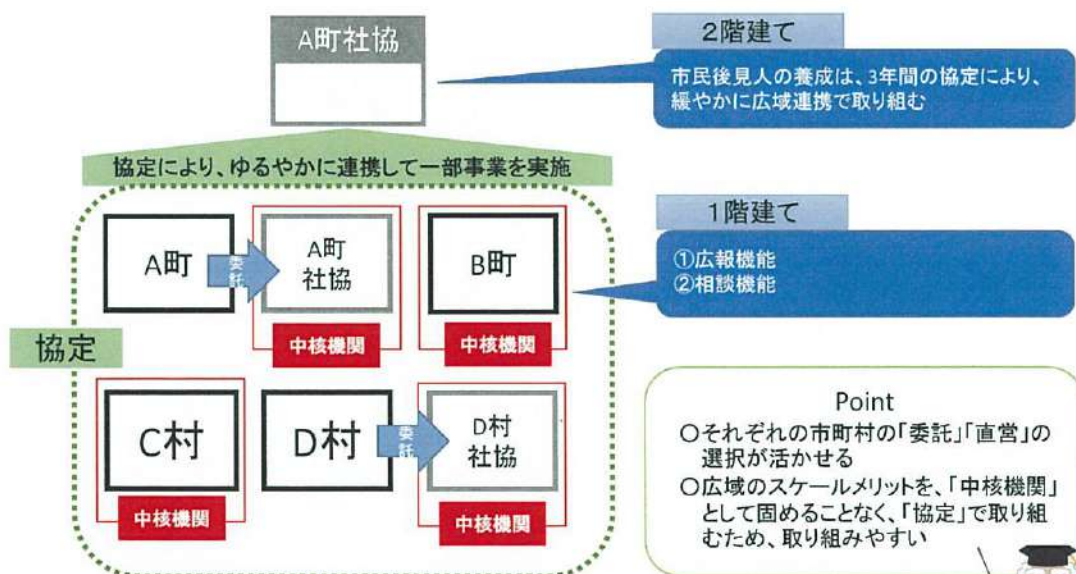
[機能分散型]

香川県三豊市

p.223

53

中核機関の整備パターン⑥ 緩やかな広域連携



[穏やかな連携]

北海道京極町

p.16

【シンポジウム】

県内の中核機関の設置状況 ～地域に根ざした権利擁護体制の確立をめざして～

コーディネーター	浅口市権利擁護アドバイザー	弁護士	竹内 俊一 氏
コメンテーター	厚生労働省 成年後見制度利用促進室	安藤 亨 氏	(オンライン)
	岡山家庭裁判所 裁判官	皆川 更 氏	
シンポジスト	総社市権利擁護センター	大柳 堅司 氏	
	岡山県社会福祉協議会	濱田美沙子 氏	
	岡山県社会福祉士会ばあとなあ岡山	尾崎 力弥 氏	
	あさくち権利擁護推進センター	布元 義人	

Memo

第4回 地域権利擁護ネットワークフォーラム

総社市における 中核機関としての実践について



社会福祉法人 総社市社会福祉協議会
総社市権利擁護センター
センター長 大柳 堅司

1

岡山県総社市の概要

★印は、令和2年12月末現在

人口	★69,599人
世帯	★28,697世帯
高齢者人口	★19,582人
高齢化率	★28.16%
生活保護世帯	302世帯
ひとり親世帯	602世帯
手帳保持者	身体: 2,231人 療育: 499人 精神: 343人
町内(自治)会	390団体
民生児童委員	164人
福祉委員	595人

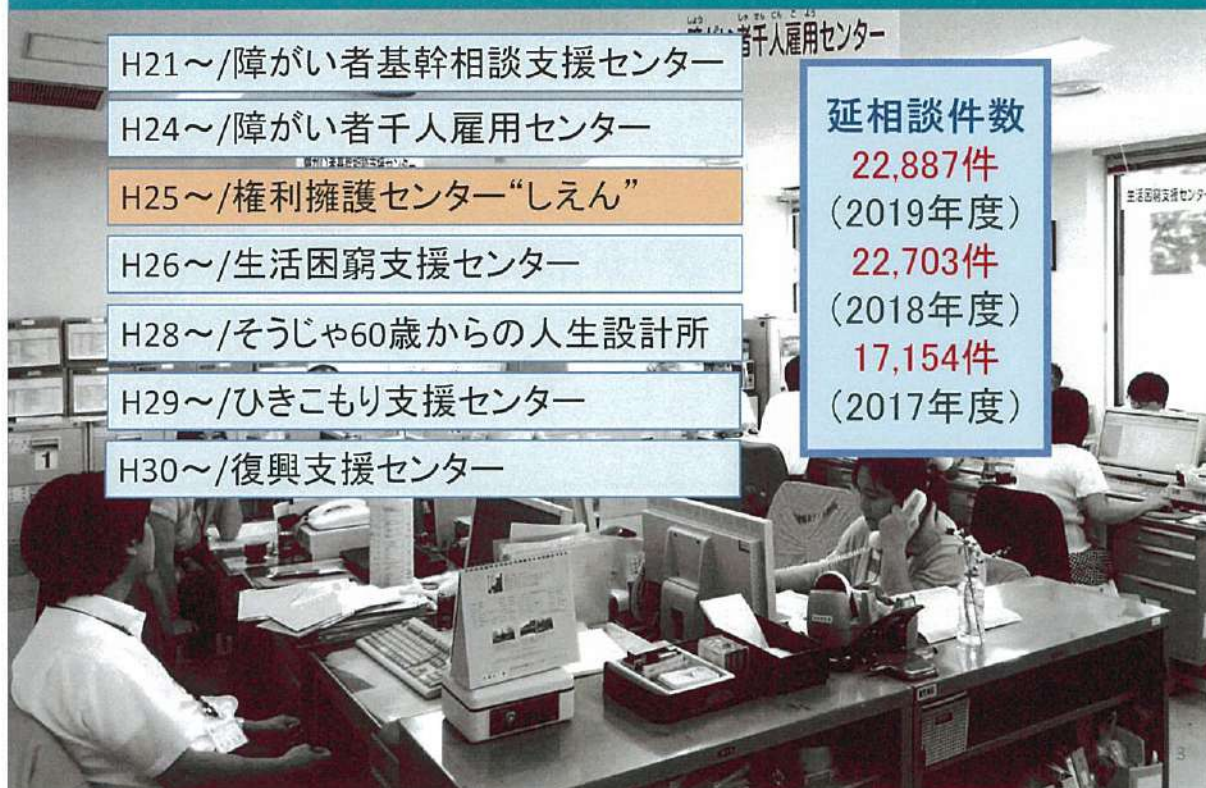
令和2年5月末現在



～総社市第2次総合計画～
全国屈指の福祉文化先駆都市

2

横断的な総合相談支援体制の確立



総社市権利擁護センターコンセプト

① 公的責任による権利擁護

- － 総社市として財政及び運営に一定の責任を負う。

② 総合的・ワンストップ

- － 人的対象別・法制度別ではなく、法制度横断的に対応し、多問題重複ケースにも対応できる。

③ 市民生活の支援

- － 成年後見制度に特化するのではなく、「市民サービスとしての幅広い権利擁護」を担う組織とする。

(総社市の権利擁護の仕組みづくりに関する検討委員会報告書より)

運営委員会と支援検討委員会

運営委員会

委員長：学識経験者
開催頻度：年3回程度

- ・センター運営のための事業計画の審議や事業の進捗状況の管理
- ・関連する規定の改廃等を審議する。等

支援検討委員会

委員長：学識経験者
開催頻度：年6回程度

- ・困難事例の検討、事例研究例）虐待事例、多問題重複事例、市長申立て、後見受任者調整、総社市社協の法人後見受任の可否 等

（運営委員・支援検討委員）

学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、相談支援専門員協会、医師
○民生委員児童委員協議会、○地域包括ケア会議、○地域自立支援協議会
総社市（保健福祉部長、関係5課）、総社市社協、総社市権利擁護センター
（※○は運営委員のみ）

総社市権利擁護センターの業務内容

虐待対応支援

成年後見制度
の利用支援

入居等支援

犯罪被害者
支援

相談支援・普及啓発（講演会・研修会等）

高齢者虐待

後見等受任者調整

入居支援団体や
地域の不動産
会社との連携

犯罪被害者支援
機関との連携

障がい者虐待

法人後見支援

社会福祉法人
との連携
（一時生活場所
の確保）

行政（人まち、
警察署）
との連携

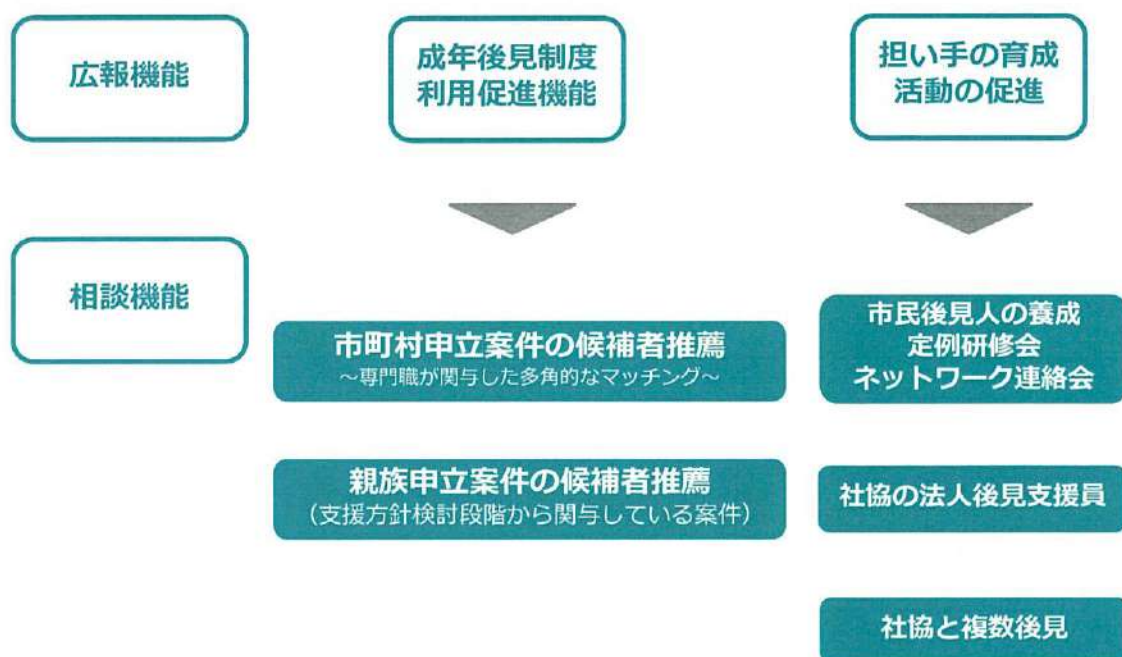
児童虐待

市民後見人の
養成・活動支援

DV

市長申立て
事務補助

総社市権利擁護センター（中核機関）



広報機能・相談機能

◎成年後見制度の市民への周知
『成年後見セミナー』の開催

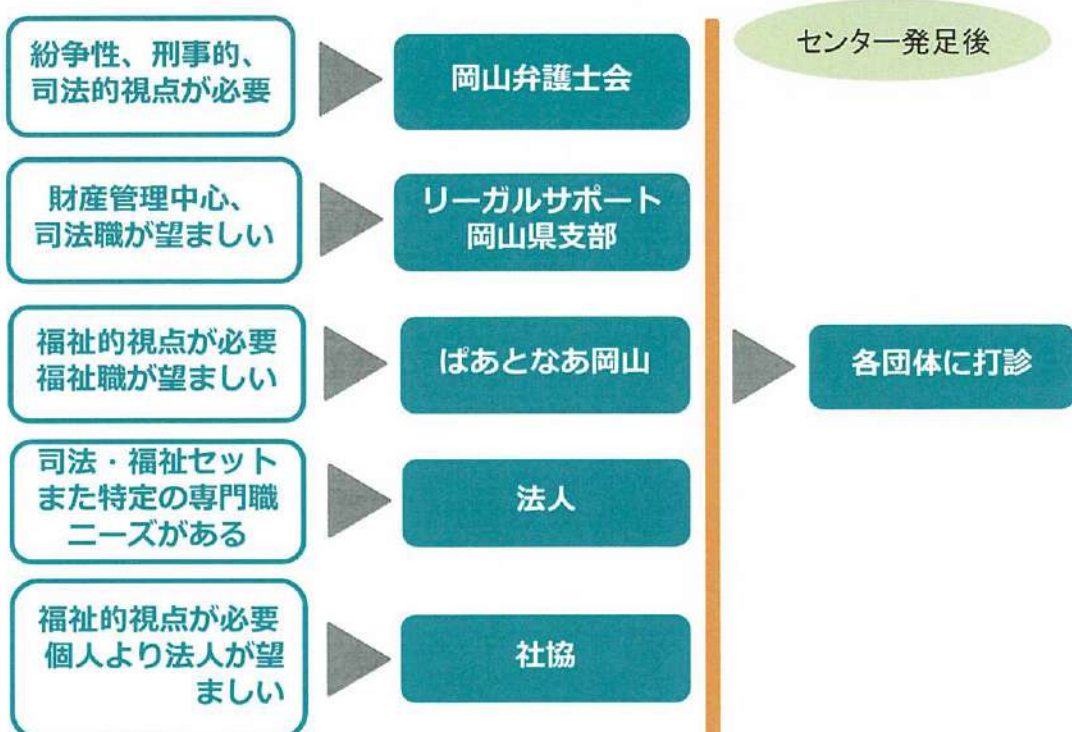


◎成年後見制度に関する個別相談
『専門職による個別相談会』
の開催
相談員：本センター社会福祉士
弁護士



成年後見制度利用促進機能

後見人候補者の受任者調整機能



受任者調整の見直し

①福祉的視点の重層化

- ・障がい者支援の視点による協議の必要性から、運営委員会・支援検討委員会委員に、福祉専門職として相談支援専門員協会を追加

②受任者調整のタイムリーな仕組み

- ・定例の支援検討委員会に加え、必要に応じた臨時支援検討委員会の開催

③後見等候補者選定（マッチング）の新たな仕組み

- ・弁護士・司法書士・社会福祉士について、各士業団体に所属する個人を後見等候補者として登録
 - ・法人後見実施団体についても、登録制とする
 - ・登録内容は後見等候補者リストとして権利擁護センターで集約し、受任者調整の際に使用する
- ※本人の意思やニーズにきめ細かく答えられるマッチング機能

後見等候補者登録カード

総社市権利擁護センター
後見等候補者登録カード（弁護士用）

提出日： 年 月 日

フリガナ			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
連絡先名 (事務所・自宅)			
連絡先住所 (事務所・自宅)	〒		
電話番号	() - ()	メール	
FAX	() - ()	アドレス	

☐岡山弁護士会に所属し、名簿登録しています。

対応可能対象者 ☐高齢者 ☐知的障がい者 ☐精神障がい者 ☐未成年
☐その他()

対応の可否 ☐即時対応可能 ☐相談 ☐当面対応は難しい

特に力を入れている分野 ☐相続 ☐遺言 ☐債務整理 ☐土庫・新築等 ☐その他()
☐福祉サービス

現在の受任件数 後見()件、保佐()件、補助()件
任意後見()件、未成年後見()件

総社市総合福祉センターまでの移動時間

活動可能エリア 全エリア ・ 東部 ・ 西部 ・ 南部 ・ 北部
総社市周辺の地域

受任の条件 (経験・能力・知識・意欲が他の者より優れていること)

自己PR

社会福祉法人 総社市社会福祉協議会 総社市権利擁護センター「レスん」
〒759-1131 総社市499号 1-1-3 電話：0666-92-8374
FAX：0666-92-8284 E-mail: shien@sojiaikyoku.or.jp

【内容】

- ・ 氏名、生年月日
- ・ 所在地、連絡先
- ・ 対応可能対象者
- ・ 現状の対応可否
- ・ 特に力を入れている分野
- ・ 現在の受任件数
- ・ 総社市までの移動時間
- ・ 対応可能エリア
- ・ 受任の条件
- ・ 自己PR

成年後見人の担い手育成 総社市における市民後見人養成事業

■ 総社市における市民後見人の定義

市民後見人養成研修を修了し、総社市が設置する「市民後見人バンク」へ登録した成年後見制度に関する一定の知識・態度を身につけた社会貢献への意欲の高い一般市民のこと。

(総社市市民後見人活動マニュアルより)

※市民後見人養成研修の実施から、
「市民後見人バンク」登録者の活動支援まで
権利擁護センターが運営

- 市民後見人定例研修会と
ネットワーク連絡会(隔月開催)**
- ・ 専門的知識・技術の習得
 - ・ 後見業務の相談・共有
 - ・ 市民後見人のネットワーク



代表的な市民後見人の活動形態

- ① 社協等の法人後見支援員 →
- ② 専門職との複数後見 →
- ③ 社協等との複数後見 →
- ④ 単独受任（専門職や社協等が監督人） →
- ⑤ 単独受任 →

地域権利擁護ネットワークの構築に向けて

『そうじゃ権利擁護ねっと』の発足
(平成29年9月)



まずは先進地における取り組みを参考

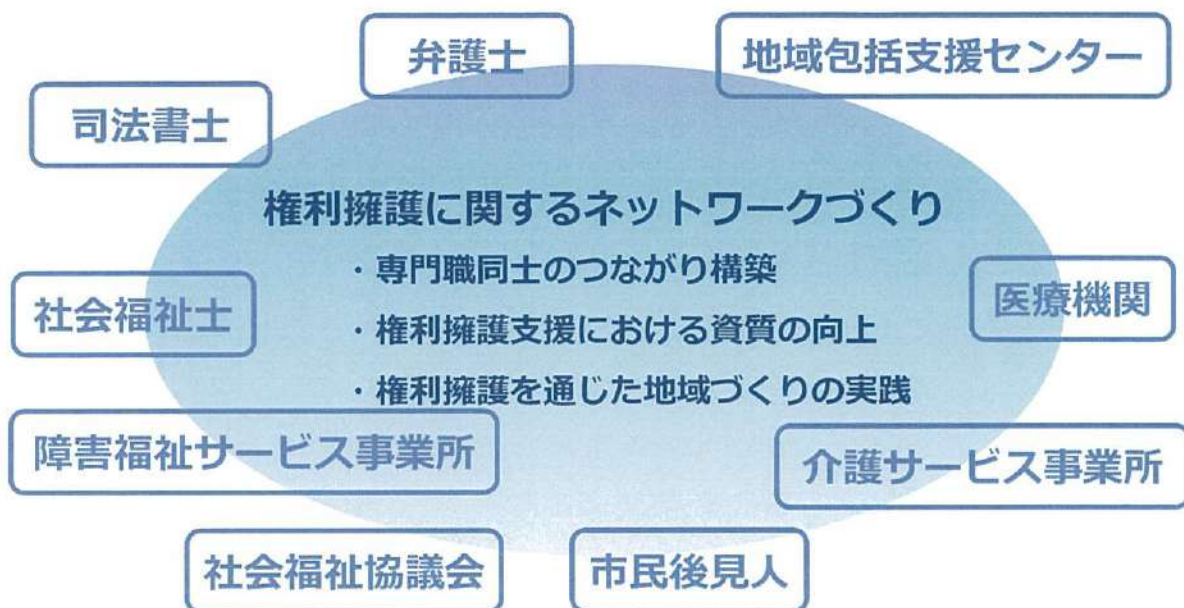
【実施内容】

- ①勉強会
 - ・総社市の権利擁護体制
 - ・各専門職の役割
- ②事例検討会
- ③相談会
- ④懇親会
- ⑤他地区の取り組みの視察・交流

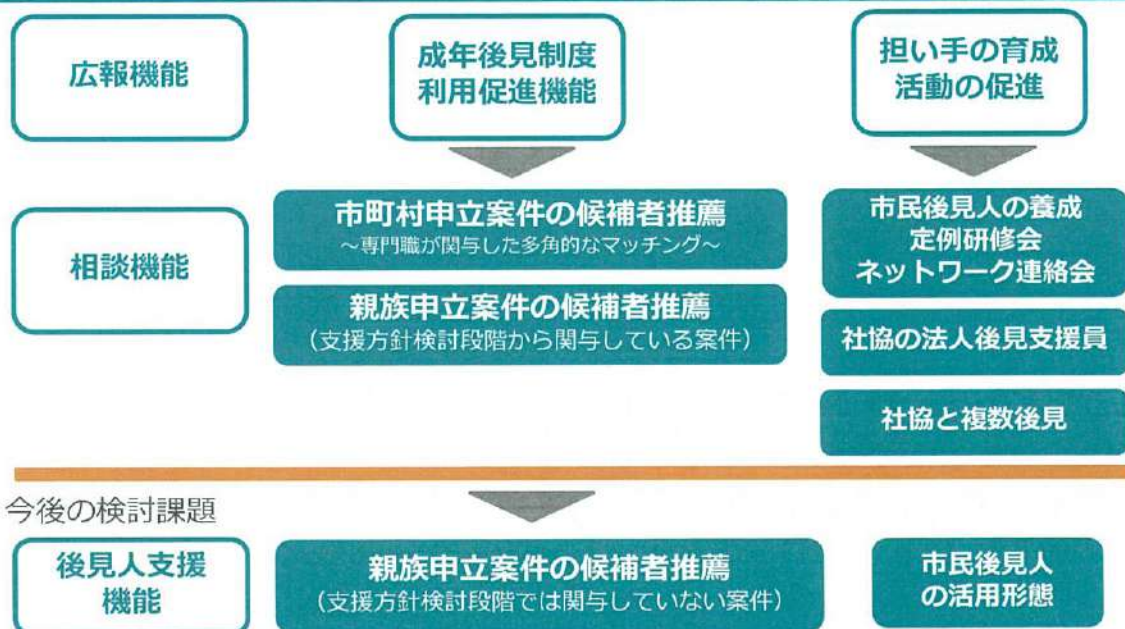
権利擁護センター主催の『ミニなんでも相談会』に相談員として参加

↓
ネットワークをいかした地域貢献活動の一環

そうじゃ権利擁護ねっこの目的



総社市権利擁護センター（中核機関）



積極的な地域における権利擁護支援ネットワークの構築
中核機関としての連携

令和3年1月30日（土）13：30～16：00

第4回地域権利擁護ネットワークフォーラム

主催：浅口市・浅口市社協

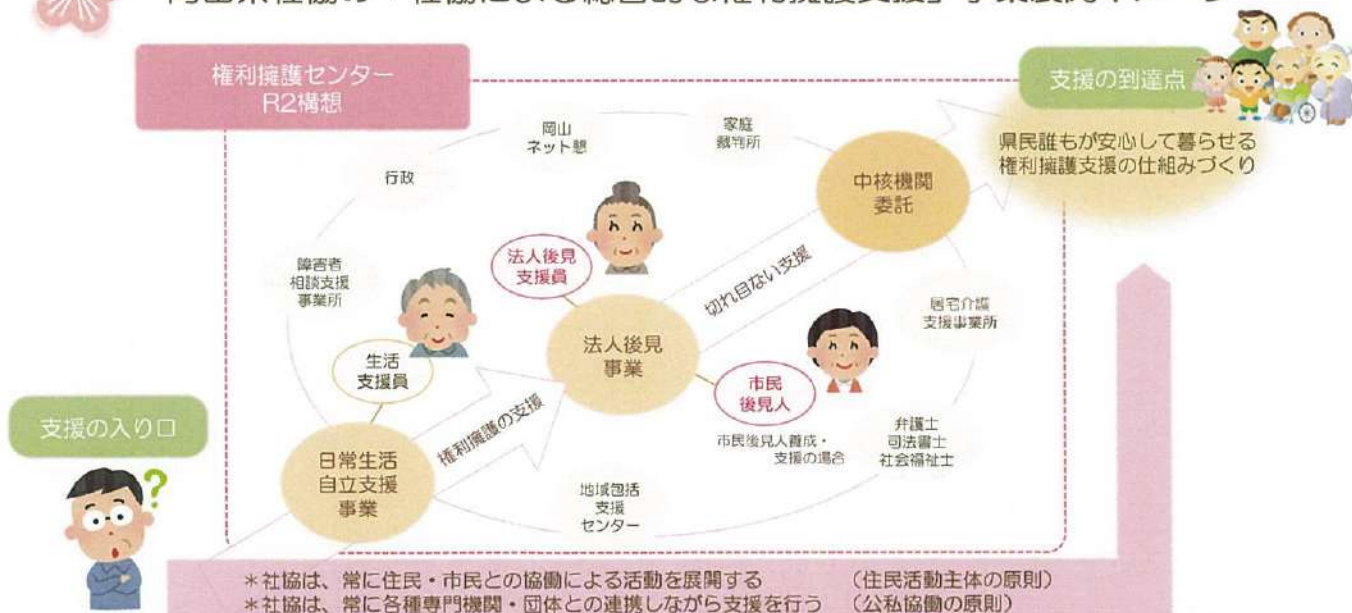
岡山県における中核機関の設置状況

ー岡山県社協によるバックアップ支援の歩みとこれからー

岡山県社会福祉協議会 福祉支援部

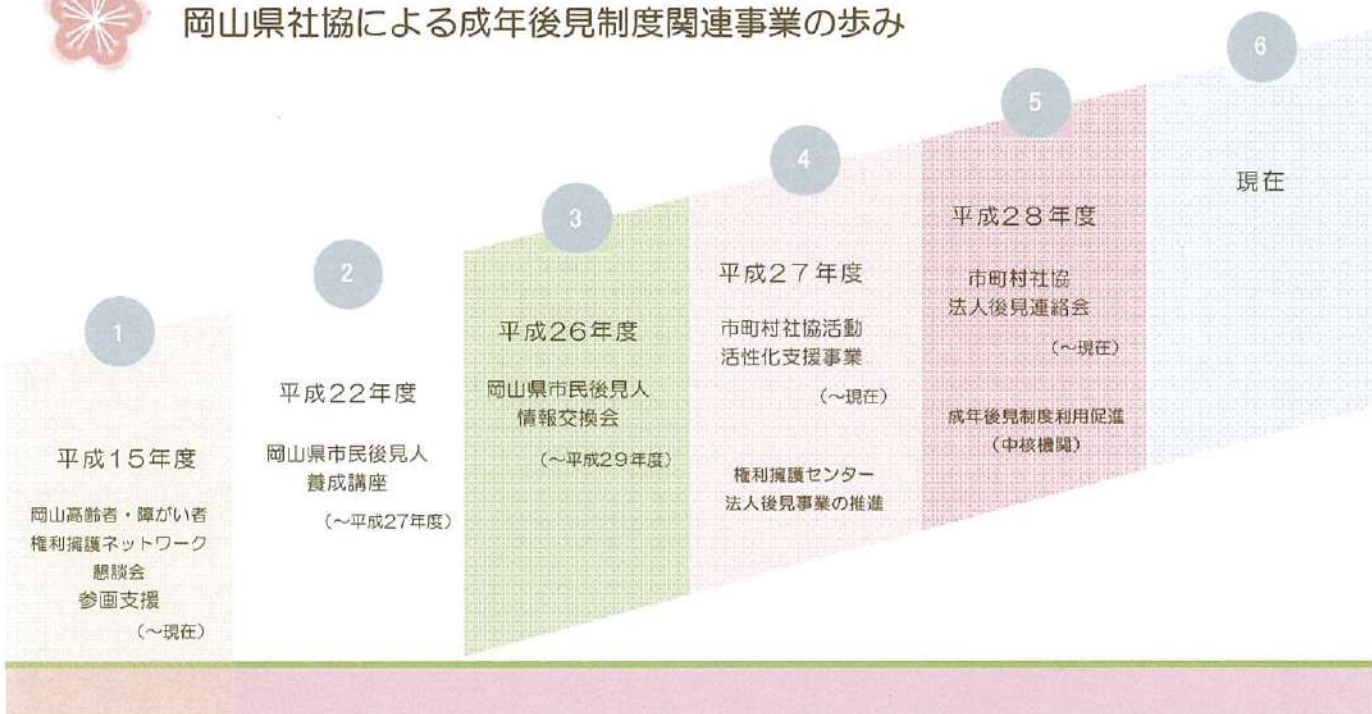
主事 濱田 美沙子

岡山県社協の「社協による総合的な権利擁護支援」事業展開イメージ





岡山県社協による成年後見制度関連事業の歩み



岡山県社協独自/市町村社協活動活性化支援（助成金）事業とは

● 目 的

岡山県内の市町村社協における「社協・生活支援活動強化方針」の実現に向けた
自律的かつ計画的な事業・活動の促進支援

● 助成内容

対 象： 社協・生活支援活動強化方針に基づく事業を実施すること

助成金額： 1ヶ所300万円（1年間）を上限とする

指定箇所： 毎年1ヶ所程度 助成期間： 2ヶ年

● 助成市町村

指定助成決定した10市町村社協のうち、7ヶ所が権利擁護事業関係

（権利擁護センターや法人後見事業の立ち上げ支援など）

倉敷市・美作市・玉野市・浅口市・津山市・真庭市・新見市



岡山県内の権利擁護センター等の設置状況（12ヶ所） ＊事業開始順

	中核機関 (社協委託)	市町村社協による権利擁護センターの設置状況		設置年
1		笠岡市 社協	かさおか権利擁護センター	平成23年
2	★	総社市 社協	総社市権利擁護センター	平成25年
3		瀬戸内市 社協	瀬戸内市権利擁護センター	平成26年
4		浅口市 社協	あさくち権利擁護推進センター	平成26年
5		美咲町 社協	美咲町権利擁護センター	平成27年
6		美作市 社協	美作市権利擁護センター	平成28年（行政直営設置）
7		津山市 社協	津山市権利擁護センター	平成29年
8		岡山市 社協	岡山市権利擁護センター	平成30年
9		新見市 社協	新見市成年後見相談センター	令和元年
10		鏡野町 社協	鏡野町権利擁護センター	令和2年
11		矢掛町 社協	矢掛町権利擁護センター	令和2年
12	★	岡山市 社協	岡山市成年後見センター	令和2年

(R2.7月末時点)



岡山県内27市町村社協による法人後見事業・権利擁護センター等・中核機関状況一覧表

市町村社協名	法人後見事業	権利擁護センター等	中核機関
1 岡山市	●	● 社協委託	★ 社協委託
2 倉敷市	●		
3 津山市	●	● 社協独自	
4 玉野市	●		
5 笠岡市	●	● 社協委託	☆ 社協委託予定
6 井原市			(★ 行政直営)
7 総社市	●	● 社協委託	★ 社協委託
8 高梁市			
9 新見市	●	● 社協委託	☆ 社協委託予定
10 備前市	●		(★ 行政直営)
11 瀬戸内市	●	● 社協委託	☆ 社協委託予定
12 赤磐市			
13 真庭市	●		
14 美作市	●	● 行政直営	
15 浅口市	●	● 社協委託	☆ 社協委託予定
16 和気町			
17 早島町			
18 里庄町	●	● 社協委託	
19 矢掛町	●	● 社協委託	
20 新庄村			
21 鏡野町	● R2予定	● 社協委託	
22 勝央町		● 美作市と共同設置	
23 奈義町		● 美作市と共同設置	
24 西粟倉村		● 美作市と共同設置	
25 久米南町			
26 美咲町	●	● 行政直営	
27 吉備中央町			

実施状況マップ



岡山県社協調べ（R3.1月現在）

地域住民の権利擁護ニーズの解決に向けた中核機関に期待するイメージ

現状

利用上の問題点

どこに相談すればいいかわからない
そもそも本当に制度が必要かわからない



銀行窓口で成年後見制度の利用を勧められたけど、本当に必要なのかな…。でも、このままだと預金が引き出せない。どうしよう…。

後見人を誰に
お願いすればいいかわからない



自分の思いを一番聞いてくれるのは、誰なんだろう？どんな人をお願いしたらいいんだろう。困ったなあ…。

(本人) 自分の生活が思い通りにできない
(後見人) 本当に本人のためかわからない



本当は亡くなった夫との思い出がある家で最期まで生活したいのに…。

母親には施設入所してほしいのに、拒否ばかりする。なんだろう…。

成年後見制度利用促進法
H28.4.15公布、同年5.13施行

R3年度までに全市町村に中核機関（本人や家族、後見人、司法・福祉専門職等を支える機関）を設置

今後

目指したい将来像

総合相談窓口の明確化・制度の広報強化



- ・中核機関による広報が十分なされていて、いざというとき、どこに相談すればいいかわかる。
- ・必要に応じて、他の福祉制度も紹介してもらえる。

日援一後見
移行支援

適切な候補者の推薦/選任

担い手支援



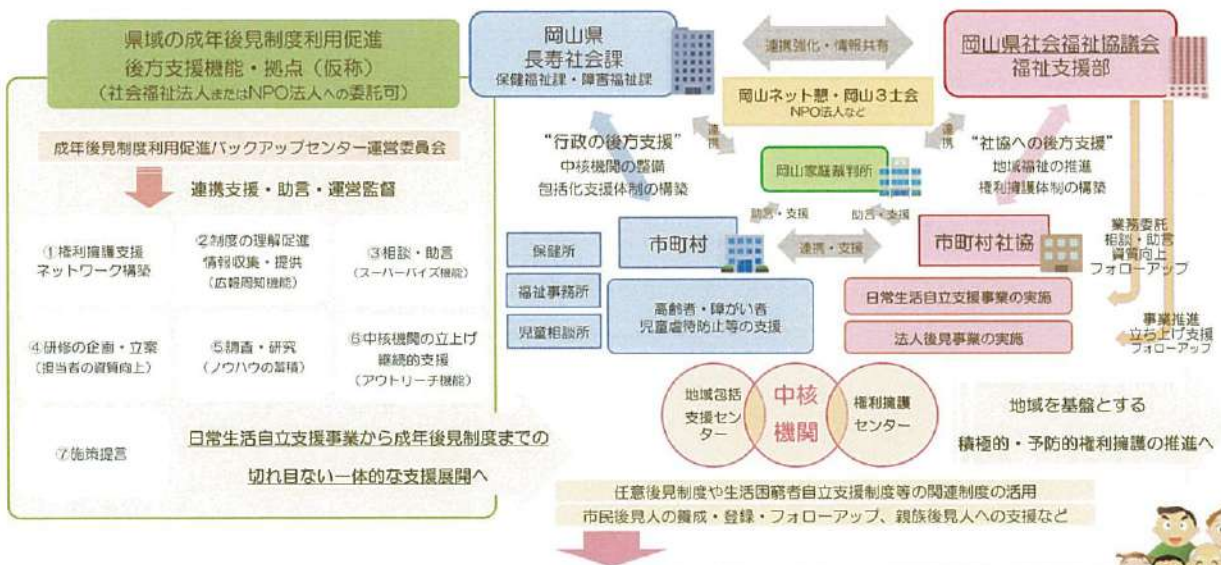
- ・中核機関が受任者調整会議を開催し、合議により公平中立な立場から、適切な候補者を推薦する。
- ・適切な後見人がすぐに選任され、安心して任せられる。

本人や家族を支える人たちへの支援



- ・本人を後見人や関係機関によるチームで支え、本人が生活する上での最善策をみんなで考えることができる。
- ・中核機関はさらにチーム全体を支える。

岡山県成年後見制度利用促進に向けた全体構想 岡山県社協考案（R3.1.30）



岡山県における地域共生社会の実現に向けた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築



岡山県内の市町村社協への具体的な支援 ①

- 都道府県段階における行政、専門職団体とのネットワークづくり
 - 「岡山県・岡山家裁・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との意見交換会」（月1回）
 - 「岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会」への参画（隔月1回）
 - 「岡山県版意思決定支援ガイドライン作成PT」へのオブ参加（随時）
- 家庭裁判所との連携・調整
 - 「岡山県・岡山家裁との3者勉強会」の参加（随時）
 - 上記意見交換会の出席、本会主催の研修会等での制度説明依頼、ケース相談
- 市町村社協の中核機関の受託に向けた支援
 - 市町村社協担当者に対する情報提供、個別相談
 - 各市町村担当者の中核機関設置に向けた勉強会へのオブ参加
 - 本会地域福祉課との部署内連携による社協全般に係る運営支援など



（参考）全社協「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」平成30年3月30日



岡山県内の市町村社協への具体的な支援 ②

- 広域での地域連携ネットワーク構築と中核機関の受託支援
 - 「勝英地域社会福祉協議会連絡会」等での制度説明、働きかけ
- 市町村社協の担当者会議の実施（情報共有や未実施社協の動機づけ等）
 - 「市町村社協 法人後見連絡会」（年2回）の拡大開催
 - 「市町村社協 日常生活自立支援事業 専門員連絡会議」（年3回）の開催
- 市民後見人の養成に対する支援
 - 「岡山県市民後見人養成講座」講師（年1回）
 - 「巡回なんでも相談会における市民後見人交流会」への参加（年4回）
 - 「権利擁護フォーラム」の開催（隔年1回）
- 岡山県に対する施策提言（ソーシャルアクション）
 - 自民党県議団を通じての政策提言活動（令和2年度実施）



（参考）全社協「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」平成30年3月30日



岡山県社協のこれから -市町村社協を支えるさらなるプラットフォームづくりへ-



専門職によるバックアップの体制 ～ 三士会の取り組みを中心に ～

(公社)岡山県社会福祉士会
[権利擁護センターばあとなあ岡山]
尾崎 力弥



あなたと
福祉の架け橋に

権利擁護に関する連携のあゆみ

- 岡山高齢者障害者権利擁護ネットワーク懇談会
- (NPO)岡山高齢者障害者支援ネットワーク
等の後見受任団体・権利擁護関連団体の設立運営
- 虐待防止アドバイザー
- 権利擁護センター
社協法人後見・市民後見人 等へのバックアップ
- ★ 成年後見制度利用促進における三士会の取り組み
【岡山弁護士会/リーガルサポート岡山県支部/岡山県社会福祉士会】

中核機関設置に向けたバックアップ

■ 中核機関の理解促進

- ・中核機関設置及び支援体制の手引き
- ・[岡山版]中核機関設置マニュアル の作成配布

■ 設置に向けた働きかけ/バックアップ

- ・家裁/県/県社協/三士会での定期的協議
- ・市町村訪問懇談
- ・ブロック協議会等での協議・検討
- ・市町村を訪問して勉強会の実施
- ・設置準備委員会/審議会等への委員の派遣

[岡山版] 中核機関設置マニュアル2019

目安年度	大項目	中項目	行政機関・中核機関の役割
2019年度中	準備	地域の推進役としての役割	☐ 協議の場の設置(審議会等) ☐ 主管の設定 ☐ 現状把握と課題整理 ☐ 運営主体の検討(運営・委託)

三士会の役割	岡山県の役割	岡山家裁の役割
☐ 協議の場への参加 ☐ 情報提供	☐ 助成金手続の支援 ☐ 県内の状況把握 ☐ 市町村協議会(広域対応) ☐ ブロック協議会開催 ☐ 職員研修 ☐ 情報提供	☐ 協議の場への参加等による支援 ☐ 情報提供

2020年度中	中核機関の体制	地域の推進役としての役割	☐ 運営委員会の設置 ☐ 委員の選任・依頼 ☐ 権限のある行政職員との連携 ☐ 中核機関の課題検討・設置・解決
		事務局の設置	☐ 専任(兼務可)職員の配置 ☐ 情報収集 ☐ 運営委員会の管理
	広報・啓発機能	利用者の意見、相談機会の増大を目指す広報・啓発	☐ 広報誌(市報など)等による広報 ☐ ホームページの活用 ☐ 支援関係機関への協働
	相談機能	後見制度に精通した専門職が揃っており、相談・判断を行える相談機能	☐ 相談受付ができる電話番号の設置 ☐ 相談受付担当者(兼務可)の配置 ☐ 専門職相談員の確保 ☐ 適切な相談先との連携
	後見制度利用促進機能	適正な制度利用(申立支援・マッチング)	☐ 権利擁護支援の方針検討 ☐ 官民中立に関する意識作成・事務への支援 ☐ 官民中立案件の候補者推薦への専門職の関与 ☐ 相談開催・メール審議等専門職による意見を聞く機会を確保する

☐ 委員派遣		☐ オブザーバー派遣等による支援
☐ 研修会等への講師派遣	☐ ホームページの活用等 ☐ 職員への研修等開催	☐ 研修会等への講師派遣
☐ 相談員選考派遣 ☐ 電話・相談相談への対応 ☐ 研修の講師派遣	☐ 相談受付担当者の研修開催	☐ 相談マニュアル作成 ☐ 研修講師の派遣
☐ 中核機関への助言 ☐ 受任調整会議への委員派遣 ☐ 候補者推薦		☐ 適切な選任イメージの共有

↑ここまでの□に✓がはいれば、『中核機関』としてスタートしましょう！！

2021年度以降	中核機関の機能	後見制度利用促進機能	☐ 権利擁護支援の方針検討 ☐ 官民中立に関する意識作成・事務への支援 ☐ 親族申立て案件の候補者推薦への専門職の関与 ☐ 相談開催・メール審議等専門職による意見を聞く機会を確保する
		市民後見人の育成 法人後見機関	☐ 市民後見人の育成・支援 ☐ 法人後見機関の設置、前導者の育成
	後見人等への支援	後見人等の適正な活動への支援	☐ 相談窓口の設置 ☐ 専門職相談員の確保 ☐ 支援チーム編成の支援

☐ 中核機関への助言 ☐ 書類作成援助 ☐ 受任調整会議への委員派遣 ☐ 候補者推薦	☐ 養成研修の講師派遣 ☐ 市民後見人の育成支援	☐ 適切な選任イメージの共有 ☐ 養成研修の講師派遣 ☐ 市民後見人選任イメージの共有
☐ 相談員派遣 ☐ 電話・相談相談への対応 ☐ 研修の講師派遣	☐ 養成研修の開催	☐ 情報提供

中核機関設置後のバックアップ

■ 委員/アドバイザー等の派遣

- ・運営委員: 中核機関の運営に関する支援
- ・支援検討: 個別支援に関する検討への支援
- ・受任検討: マッチングに関する支援
- ・専門相談: 専門的な相談への直接相談対応
中核機関職員への相談助言
- ・後見人支援: 親族/法人/市民後見人等への支援

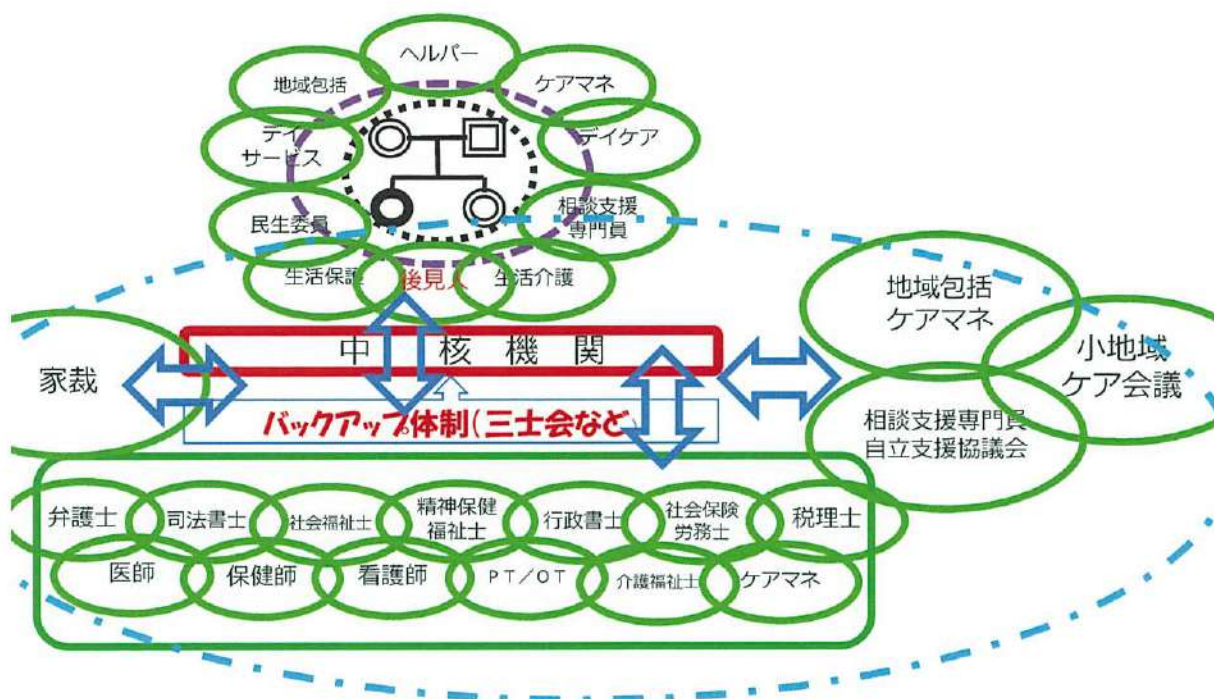
■ 個別事案や地域における連携/協働

- ・個別支援: 申立や受任における連携と協働
- ・地域連携: 協議会等への参画と協働
講演・研修等の講師

各種委員等として専門的助言



地域と権利擁護がつながる



ご清聴ありがとうございました。
お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ！

所在地

〒700-0807
岡山県岡山市北区南方 2丁目 13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館
(きらめきプラザ) 7階

TEL 086-201-5253

FAX 086-201-5340 (受付 月~金 8:30~17:15)

URL

<https://csw-okayama.org/>



問い合わせフォーム

<https://csw-okayama.org/contact/>



公益社団法人
岡山県社会福祉士会

最新の情報を Facebook で配信中



いいね！

もっと知ってください。
社会福祉士のこと。



第4回地域権利擁護フォーラム

浅口市中核機関の設置に向けて ～あさくち権利擁護推進センターの立場から～



社会福祉法人浅口市社会福祉協議会
あさくち権利擁護推進センターほっと・ネット浅口、
権利擁護専門員 布元 義人

岡山県浅口市の概況

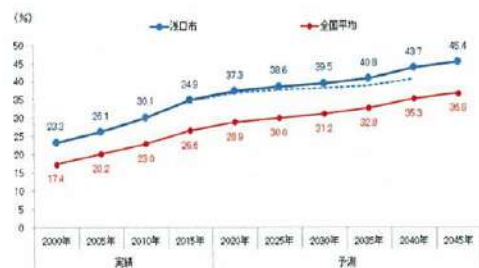


浅口市の人口推移



- ・人口 34,009人
- ・世帯数 14,304世帯
- ・高齢者人口 14,304人
- ・高齢化率 36.5%
- ・ひとり暮らし高齢者数 2,664人
- ・身体障害者手帳所持者 1,278人
- ・療育手帳所持者 240人
- ・精神保健福祉手帳所持者 199人
- ・生活保護受給者 97世帯 110人
(令和2年9月末日現在)

浅口市の高齢化率の推移



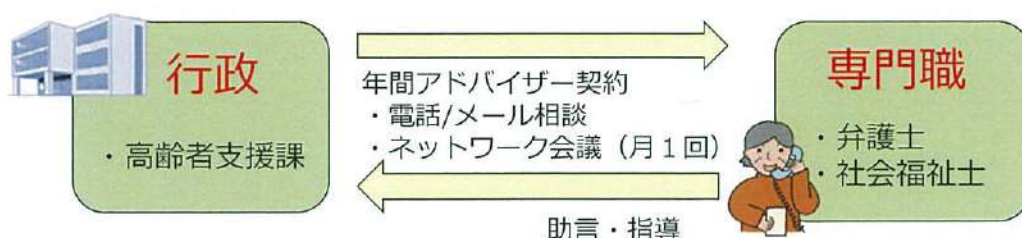
浅口市における地域権利擁護体制構築の沿革

【権利擁護体制の土台】（地域における権利擁護の萌芽期）

* 専門職との年間アドバイザー契約

平成19年度（行政）専門職との高齢者虐待等防止アドバイザー契約

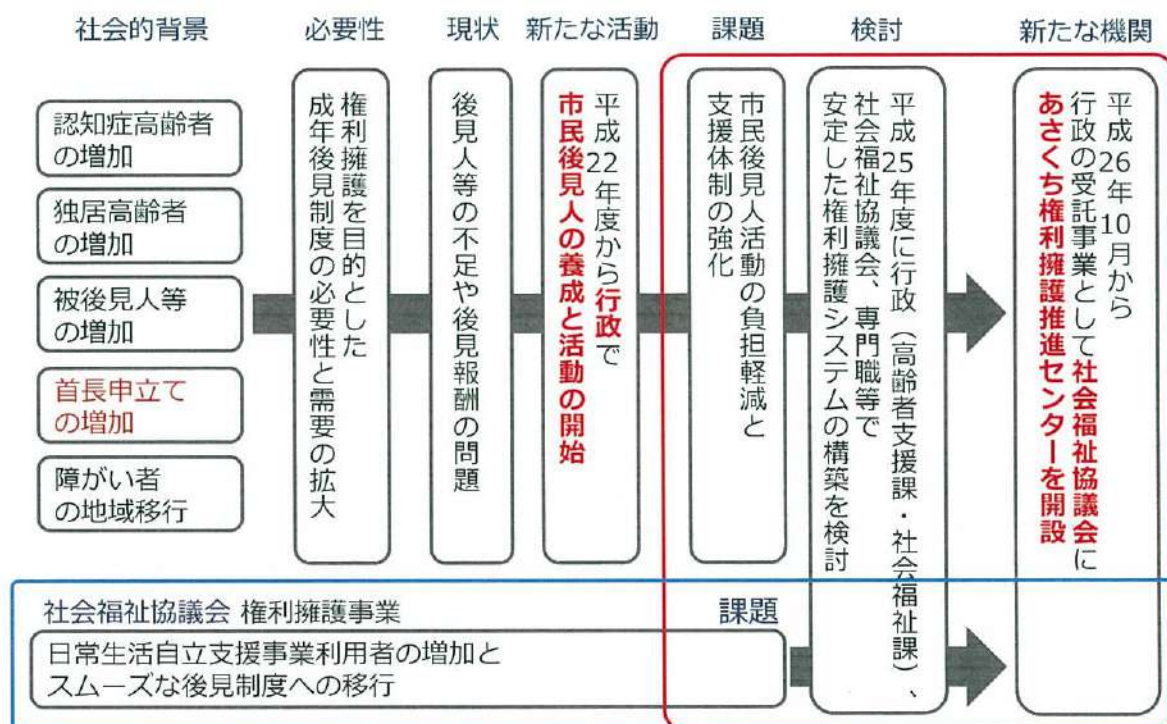
高齢者虐待防止を目的に専門職とのアドバイザー契約を締結（県内初）



＜アドバイザーとの契約目的＞

- ① 司法・福祉専門職による専門的かつ客観的な助言と指導
- ② 責任主体である市町村・地域包括支援センター職員のスキルアップ
- ③ 高齢者虐待防止等に対する地域の仕組づくり
- ④ 高齢者虐待等におけるチームでの対応（担当職員の抱え込み防止）

浅口市における権利擁護体制構築の沿革



あさくち権利擁護推進センター事業

事業活動の内容

- (1) 成年後見制度利用相談
- (2) 福祉サービス総合相談
- (3) 権利擁護の普及、啓発、連携
- (4) 法人後見の受任
- (5) 市民後見人の活動支援

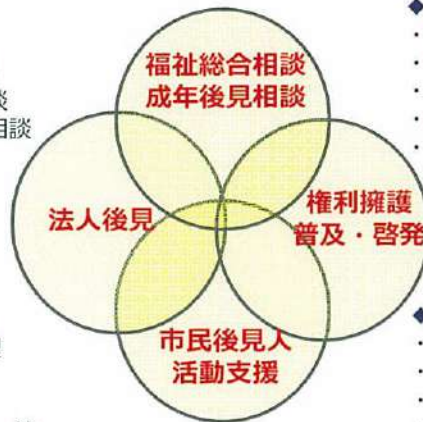


◆相談機能

- ・生活相談
- ・福祉/介護相談
- ・成年後見等相談
- ・生活福祉資金相談

◆生活支援機能

- ・財産/金銭管理
- ・身上監護
- ・見守り支援
- ・意思決定支援 等



◆連携・啓発機能

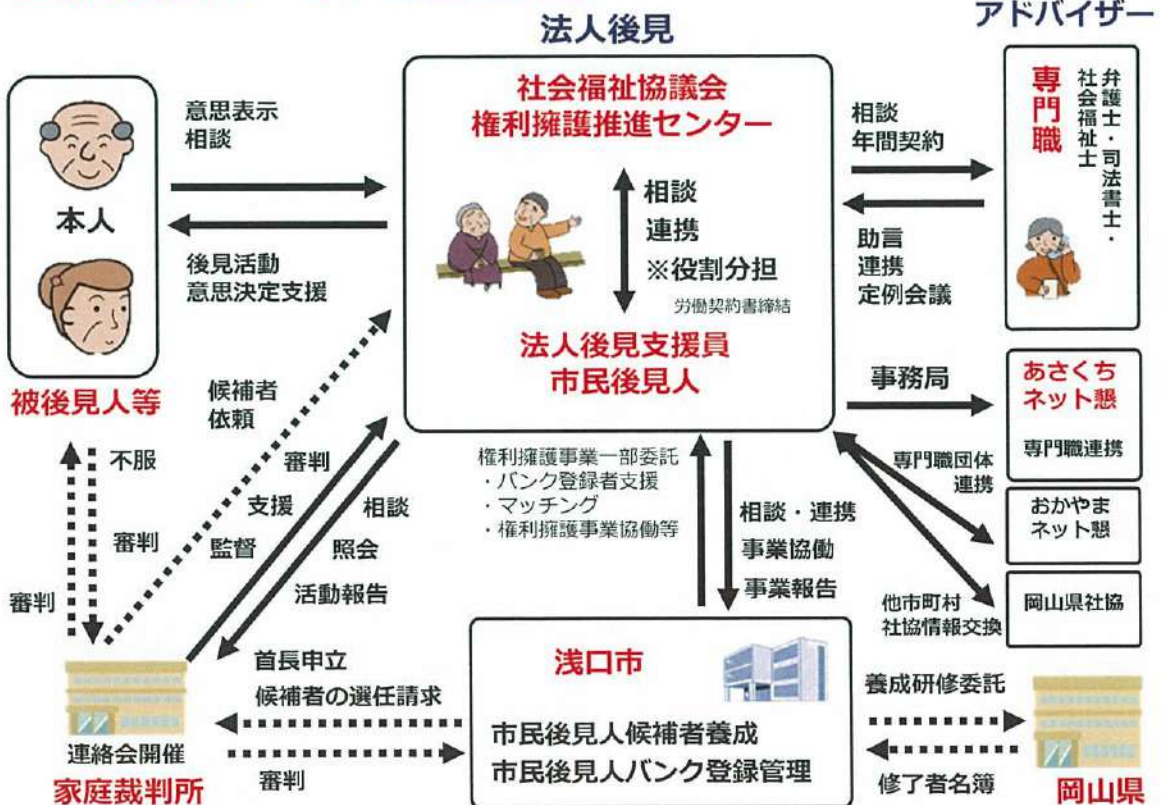
- ・行政連携
- ・地域調整
- ・専門職・機関連携
- ・権利擁護啓発
- ・イベント開催 等

◆市民協働機能

- ・社会貢献活動の促進
- ・地域密着型支援
- ・身近な相談窓口
- ・寄り添い型支援
- ・アウトリーチ 等

【全体的なイメージ】

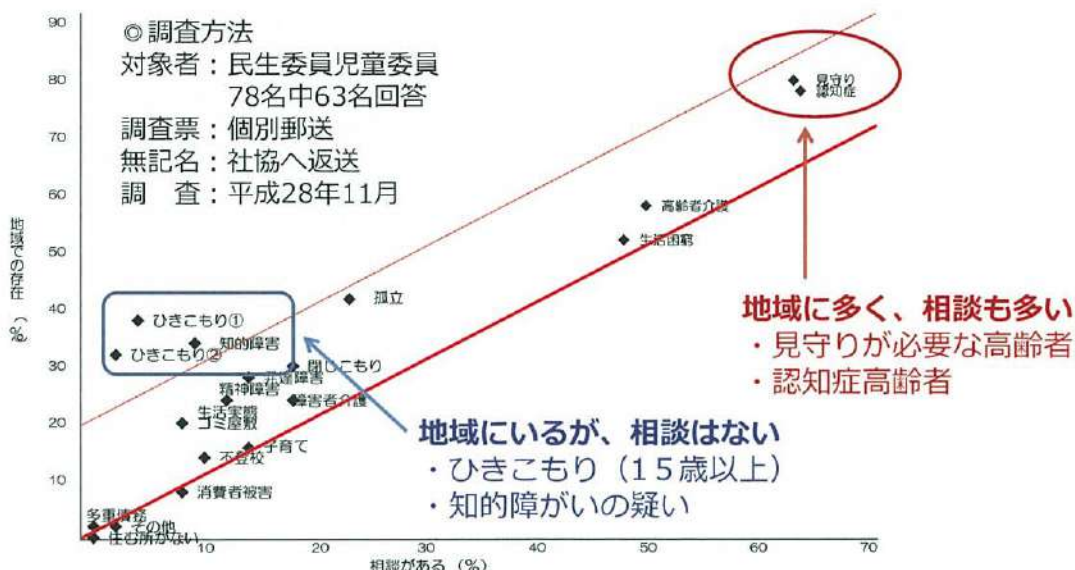
H26年10月からR3.3まで



中核機関設置の検討（地域後見課題の整理）

生活課題をかかえる方々への生活支援体制の整備に関する調査

相談状況と地域での存在「よくある」「時々ある」を合わせた回答割合



- 生活支援体制と総合的な相談支援センターに関わる検討会
H28年～H30年 体制整備の検討なかで「中核機関」設置の検討開始

中核機関設置の検討（地域後見課題の整理）

- 成年後見制度利用相談の件数が年々増加
地域包括支援センター（行政）、社会福祉課（行政）、
権利擁護推進センター（社協）
→重層的な生活・福祉課題を抱えているケースが多い
→公的機関のみの支援では、情熱があってもマンパワー不足
→公的機関の体制のみの充実では、支援の限界がある
→親族申立て及び親族後見人への支援は、センターの体制として未整備
（相談支援はできるが、個人情報課題から支援できる範囲が限定的）
- 認知症高齢者の増加
→金融機関から、お金の引出しができない高齢者の相談が増加
- ひとり暮らし高齢者の増加
→病院や施設から、入院・入所時の身元保証人の相談が増加
- 地域福祉課題アンケート調査（地域福祉活動計画アンケート）
R2.7 福祉委員（181名回答）
・「見守りが必要な高齢者いる」多数の方が回答
・体制整備「総合的な相談支援センター等の充実」半数の方が回答

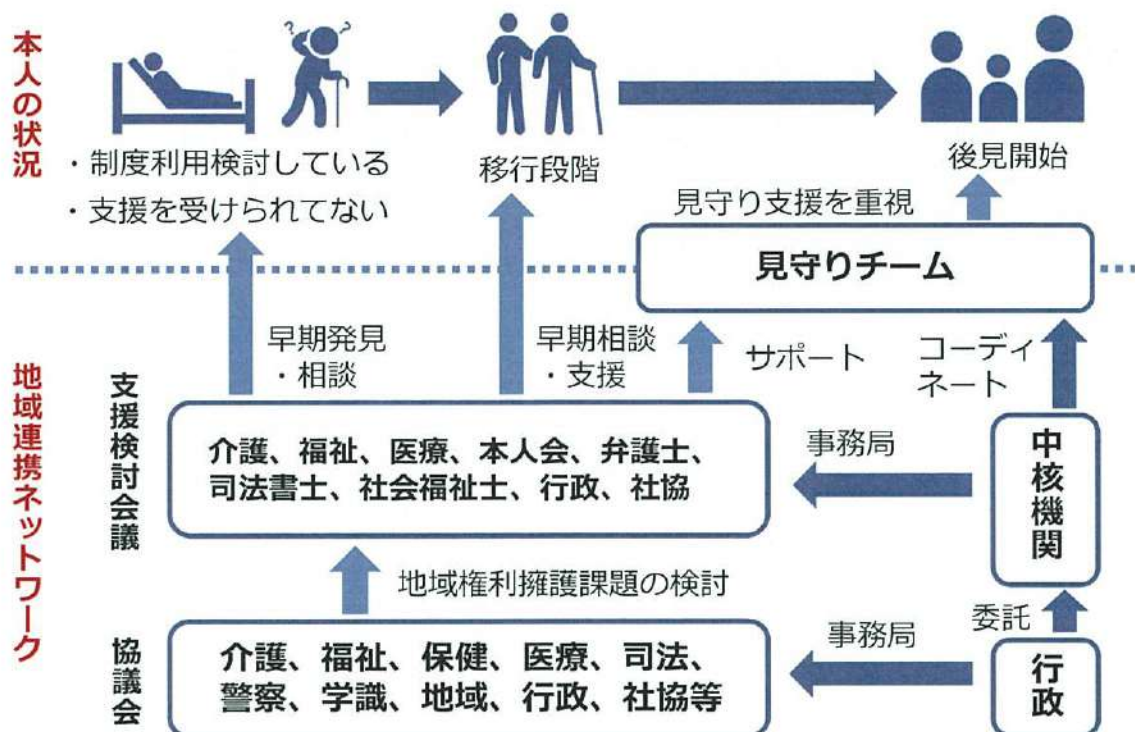
中核機関設置の検討（設置に向けて）

令和元年4月から (月1回)	ネットワーク交流会 ○「課題整理」「イメージづくり」「法・制度の知識」等 ○メンバー：行政（社会福祉課、地域包括支援センター）、社会福祉協議会、弁護士、司法書士、社会福祉士等
令和元年7月5日	家庭裁判所との意見交換 ○メンバー：家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政（社会福祉課、地域包括支援センター）、社会福祉協議会
令和2年5月26日 令和2年11月17日	高齢者虐待等防止対策協議会 ○「中核機関の設置について」 ○メンバー：学識経験者、人権擁護関係者、警察司法関係者、介護福祉関係者、障がい者福祉関係者、保健福祉関係者、行政（地域包括支援センター、社会福祉課、高齢者支援課、地域創造課、産業振興課）、社会福祉協議会
随時	○ 行政と社会福祉協議会で協議

あさくち権利擁護推進センター機能の拡大 令和3年4月事業開始（予定）

機能	事業内容	市	権利擁護推進センター（委託）	
			中核機関（新）	法人後見
①広報機能	成年後見制度の広報、啓発活動	○	○	○
②相談機能	成年後見制度に関する相談（インテーク）	○	○	○
	本人・親族申立てに関する相談援助（新）	-	○	-
	市長申立て	○	-	-
	受付・相談・申立て書類作成（改）	一部委託	作成支援	-
③成年後見 利用促進機能	専門的支援（3士専門職とのアドバイザー契約）	○	○（顧問契約）	-
	受任者調整	○	事務局	-
	市長申立案件	○	事務局	-
	親族申立・家裁案件（新）	○	事務局	-
	法人後見事業、親族後見の監督人	-	-	○
	市民後見人の養成、バンク登録・管理（改）	△	○	-
	市民後見人の活動支援、監督人	-	-	○
	法人後見設立支援（新）	-	○	-
	支援検討会（地域連携ネットワーク協議会）（新）	○	事務局	△
④後見人支援機能	親族後見人の活動支援（新）	-	○	-
	後見人等チームの形成支援（新）	支援	○	-
	後見人等チームとの連絡調整（新）	支援	○	-
⑤不正防止等機能	支援検討会（モニタリング等）（新）	○	事務局	-
	家裁との連携・情報共有	○	○	-
⑥権利擁護支援	虐待及び消費者被害の相談・届出窓口	○	-	-
	虐待及び消費者被害への対応・相談援助（改）	○	連携支援	-
⑦ケース検討会議	ネットワーク交流会	事務局	○	-
	アドバイザー会議 ケース検討会議	○	○	事務局
⑧協議会	高齢者虐待等防止対策協議会	事務局	事業報告	事業報告

浅口市 地域連携ネットワークのイメージ



ご清聴

ありがとうございました

権利擁護センター これからの機能～ スーパービジョン体制

日本福祉大学 社会福祉学部
スーパービジョン研究センター
田中千枝子教授に学ぶ
岡山ネット懇代表 竹内俊一

スーパービジョンとは

「対人支援職に対する人材養成・開発の方法論の1つであり、『支援者支援』を実践現場に近いところで、メゾ(組織や地域環境)レベルを視野に入れ、『関係性』をもって展開するものである。」

「その支援は、当事者への直接支援との表裏一体として、支援者に対してパラレルに展開されるものであり、そのスーパービジョン体制を組織・地域的に整えることで、社会に対して専門性にもとづく支援の質を担保する仕組みとして示される。」

(日本福祉大学 スーパービジョン研究センター)

文部科研(基盤B)

「ヒューマンケアにおける重層的スーパービジョンのシステム構築に関する研究」

メンター:スーパーバイザー:ファシリテーター



メンターは支援者に(先輩・同僚の立場で)直接的支援(アドバイス)する メンターシステム(看護)

スーパーバイザーは支援者である(バイジー)への支援としてスーパービジョンする＝間接的支援

ファシリテーター＝チームミーティングのコーディネーター

スーパーバイザー＝チームミーティングの陰のコーディネーター

方 法



主要な方法は、スーパーバイザーが、スーパーバイジーの「実践」をまな板に載せるようにする。スーパーバイジー自身が、実践過程での気持ちや判断根拠を振り返る(リフレクティブ)ことができるようにする。それによってバイジーは、自らの「もやもや」や「ひっかかりポイント」を明確化し、専門職としての認識や行動がとれるようになる。

- × 事例検討 「実践であって事例ではない」
- × 教育分析 「バイジー自身でもない」

3 機能 + 1 (評価)



基盤には、ストレンクス視点(強みに目を向けた)による支援者への**エンパワメントアプローチ**がある。

なぜなら スーパービジョンは間接的(バイザーを通じた当事者への)支援であり、

バイザーは支援者に対して**(支持的)**配慮をベースに動機付けや教育的指導**(教育的)**を行うこと

そして学びの機会提供等の組織的環境**(管理運営的)**整備とその評価を行なう。

支援内容を評価することで、**支援サービスの質の保証**を、当事者と社会との両方に示す。

Kadushin & Harkness 5thEd.(2014)

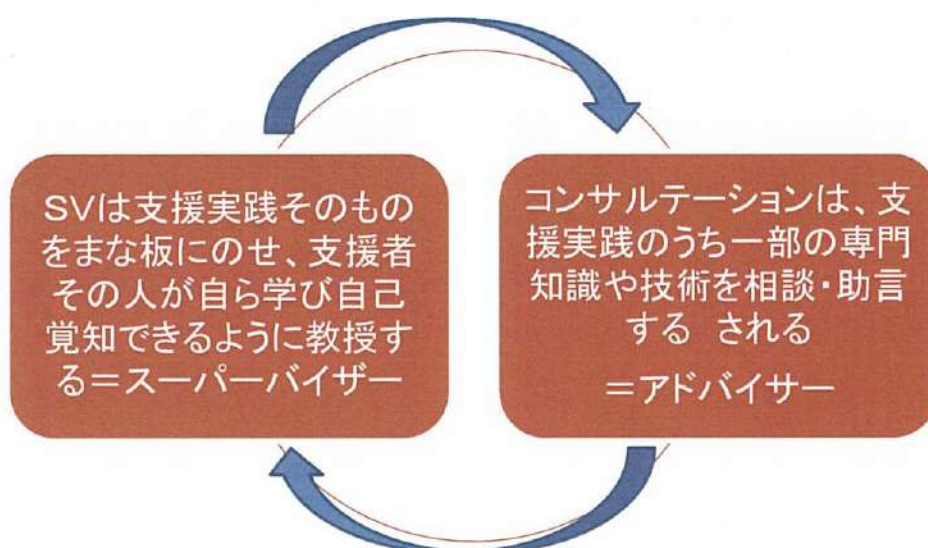


スーパービジョン イン
ソーシャルワーク 第5版
中央法規出版(2018)

福山和女監訳 田中千枝子責任編集

日本福祉大学SV研究センター監修
大谷京子 山口みほ 小松尾京子他
「スーパービジョンのはじめ方」
ミネルヴァ書房(2019)

SVとコンサルテーション 相互作用性 協働



相互作用性を促進するには



グループ力動を使う←事例検討会・ミーティング

連携会議・カンファレンスなど、持ち方は多様

⇒それぞれの視点や知識・情報・技術を持ち寄っ

て(アドバイス) **アドバイスで終わらない**

⇒自らの実践を振り返って、お互い学び合う(グ

ループスーパービジョン) **事例検討で終わらない**

意思決定支援においては、とくに当事者の意思を、チームの多様な視点や知識・情報・技術から迫っていくことで、自らの実践や成長に反映していく

スーパービジョン体制



地域ごとに地域の責任として、権利擁護(意思決定)支援におけるスーパービジョン体制を整えることで、当事者および社会に対して、意思決定支援サービスの質を保証することにつながる

→SVの管理運営機能の発揮(陰の会議コーディネートなど)

→SVにおける教育的機能の発揮

→SVにおける支持的機能の発揮

燃え尽き防止(くすぶり←虐待につながる 当事者の意思を感じられない 意思を無視する)

専門職としての成長そして評価・保証まで

令和2年度 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業（厚生労働省委託事業）

令和2年度 岡山県日常生活自立支援事業 生活支援員研修会 同時開催

参加
無料

せいおんこうけんせいど

明るくてやさしい成年後見制度 ちゅうごくブロックセミナーin 岡山 2021

あなたのまちで、あなたを守り、これからもつながっていくために。

令和3年

3/9(火) **13:00-16:00**

(12:30～受付)

メイン会場 岡山コンベンションセンター

サテライト会場 津山鶴山ホテル
山口県社会福祉会館
くにびきメッセ

オンラインも
受付中

お申込

2/28(日)
まで

どなたでもお気軽にどうぞ

くわしくはこちら



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 主催

*この事業の一部は岡山県赤い羽根共同募金配分金を活用しています。



プログラム

やさしい制度解説 (30分)

「なぜなぜ、いま成年後見？ ちょっとしたポイントにふれてみましょう」

ナビゲーター 岡山県社会福祉協議会 濱田 美沙子

なるほど！ パネルディスカッション (110分)

テーマ「私のまちで、制度を利用したいとき、
利用したほうがよさそうな人がいたとき、どうすればいいの？」

- 日常生活自立支援事業と成年後見制度（任意後見・補助・保佐）のメリットとは -

司会

岡山弁護士会 上西 芳樹 氏

岡山市成年後見センター（岡山市中核機関）運営委員会委員長
岡山県日常生活自立支援事業契約締結審査会委員長

「民生委員活動から気づく、地域でお困りの方ってどんな方？（仮）」

岡山県鏡野町民生委員児童委員協議会長 小田 知美 氏

「銀行窓口の”今” 認知症の方などへの対応について（仮）」

中国銀行本店 事務企画部 調査役 中島 充博 氏

「生活支援員のチカラ。日常生活自立支援事業だからできること（仮）」

新見市社会福祉協議会（岡山県） 棟長 理恵 氏
日常生活自立支援事業 専門員

「いざというとき、頼りになる。中核機関ってなに？（仮）」

井原市地域包括支援センター（岡山県） 井上 悟 氏
成年後見ステーション 中核機関（行政単独直営）社会福祉士

アドバイザー

厚生労働省 安藤 亨 氏（オンライン）

社会援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 主査

すっきりQ&Aタイム (25分)

みなさんからお申込時にいただいたご質問のなかから、いくつかお応えしていきます。

お申込方法

参加して
いただける方

一般市民・福祉・行政・司法・医療・金融・教育関係の方

- ・認知症や知的障がい、精神障がいのある方、そのご家族
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業について、よく分からない方
- ・お仕事で成年後見制度や日常生活自立支援事業に関わられてる方

お申込方法

- ① うら面の〈参加申込書〉を記入し、郵送またはFAX送信する
- ② 本会ホームページから、フォーム入力する

右のQRコードまたは、URLからフォームにアクセスしてお申し込みください。

URL <https://forms.gle/4BWGz5pDU8HMaSnC6>



● 当日、直接会場にお越しの方

- ・4つの会場(A～D)のいずれかにお越し下さい。
- ・サテライト会場では、当日メイン会場の様子をライブ上映します。

参加方法

メイン
会場

A 岡山コンベンションセンター 1階イベントホール 定員200名

岡山県岡山市北区駅元町14番1号 アクセス／岡山駅から徒歩3分(駅直通) 駐車場あり

B 津山鶴山ホテル 鶴の間

定員100名

岡山県津山市東新町114-4 アクセス／JR津山駅からタクシーで10分 駐車場あり

サテライト
会場

*山口県在住の方のみ

C 山口県社会福祉会館 第1会議室

定員40名

山口県山口市大手町9番6号 アクセス／県庁前バス停より徒歩約5分 駐車場限りあり

*島根県在住の方のみ

D くにびきメッセ 401会議室

定員25名

島根県松江市学園南1丁目21 アクセス／JR松江駅より徒歩7分 駐車場あり

● オンライン参加の方

定員280名

- ・お申込後、当日までに、お申しいただいたメールアドレス宛てに、視聴用と資料ダウンロード用のURLをお送りします。
- ・資料をご準備の上、当日お送りしたURLにアクセスしてご参加ください。



今回、表紙の絵を描いてくださった畑中さん(成年後見制度をご利用中)



FAX送信先 086-226-3557

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 あて



明るくてやさしい成年後見制度ちゅうごくブロックセミナー in 岡山

〈参加申込書〉 2 / 28 (日) 締切

ふりがな 1. お名前			2. ご年齢	代
3. 所 属	*福祉・行政・司法・医療・金融・教育関係の方はご記入下さい。			
4. お住まいの 県・市町村	県		市 町 村	
5. 電話番号	—		—	
6. 参加方法	*どちらかに○を付けてください。			
	会場		または オンライン	
7. メールアドレス	*会場にお越しの方は、いずれかに○を付けてください。			
	A 岡山コンベンションセンター	C 山口県社会福祉会館		
8. 備考	*オンライン参加の方のみ、ご記入をお願いします。お間違えないようご注意ください。			
	*車いすスペースのご利用希望などがあれば、ご記入ください。			

・本セミナーで、成年後見制度や日常生活自立支援事業などについて、「聞いてみたいこと」があればお書き下さい。

・成年後見制度や日常生活自立支援事業を「利用してよかったこと」や「支援をしていてうれしかったこと」があれば、教えてください。

*お寄せいただいたご意見などは、セミナーのなかでご紹介させていただく場合があります。

*ご記入いただいた個人情報は、本会の運営管理の目的のみで使用し、他の目的で使用することはありません。

*当日は、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期します。会場にお越しの方は、マスクの着用等にご協力をお願いいたします。

*災害や緊急時により急速開催を中止すると判断した場合のみ、開催当日朝7時に、本会ホームページのトップページに対応状況を掲載いたします。

郵送先
お問合せ

岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 担当：濱田(はまだ)

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ3階

TEL:086-226-4145